

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度	自	2019年9月1日
(第36期)	至	2020年8月31日

株式会社地域新聞社

千葉県八千代市勝田台北一丁目11番16号

目次

頁

表紙

第一部 企業情報	
第1 企業の概況	
1 主要な経営指標等の推移	1
2 沿革	3
3 事業の内容	4
4 関係会社の状況	6
5 従業員の状況	6
第2 事業の状況	
1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	7
2 事業等のリスク	8
3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	14
4 経営上の重要な契約等	16
5 研究開発活動	16
第3 設備の状況	
1 設備投資等の概要	17
2 主要な設備の状況	17
3 設備の新設、除却等の計画	18
第4 提出会社の状況	
1 株式等の状況	
(1) 株式の総数等	19
(2) 新株予約権等の状況	19
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	19
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	19
(5) 所有者別状況	20
(6) 大株主の状況	20
(7) 議決権の状況	21
2 自己株式の取得等の状況	21
3 配当政策	21
4 コーポレート・ガバナンスの状況等	22
(1) コーポレート・ガバナンスの概要	22
(2) 役員の状況	26
(3) 監査の状況	28
(4) 役員の報酬等	30
(5) 株式の保有状況	30
第5 経理の状況	31
1 連結財務諸表等	
(1) 連結財務諸表	32
(2) その他	51
2 財務諸表等	
(1) 財務諸表	52
(2) 主な資産及び負債の内容	60
(3) その他	60
第6 提出会社の株式事務の概要	61
第7 提出会社の参考情報	
1 提出会社の親会社等の情報	62
2 その他の参考情報	62
第二部 提出会社の保証会社等の情報	63

[監査報告書]

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年11月27日
【事業年度】	第36期（自 2019年9月1日 至 2020年8月31日）
【会社名】	株式会社地域新聞社
【英訳名】	CHIIKISHINBUNSHA CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山田 旬
【本店の所在の場所】	千葉県八千代市勝田台北一丁目11番16号 (2020年11月26日から本店所在地 千葉県船橋市湊町一丁目1番1号が上記のように移転しております。)
【電話番号】	047-485-1107
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部本部長 松川 真士
【最寄りの連絡場所】	千葉県八千代市勝田台北一丁目11番16号
【電話番号】	047-485-1107
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部本部長 松川 真士
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第32期	第33期	第34期	第35期	第36期
決算年月	2016年8月	2017年8月	2018年8月	2019年8月	2020年8月
売上高 (千円)	3,806,122	3,955,539	4,069,740	3,992,159	3,258,466
経常利益又は経常損失(△) (千円)	△163,442	△152,081	21,884	45,447	△281,411
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) (千円)	△246,050	△161,476	1,837	22,235	△332,295
包括利益 (千円)	△246,050	△161,476	1,837	22,235	△332,295
純資産額 (千円)	605,096	439,933	438,083	456,045	118,194
総資産額 (千円)	1,804,125	1,618,502	1,523,694	1,501,534	1,366,658
1株当たり純資産額 (円)	328.21	238.62	237.62	247.39	64.11
1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額(△) (円)	△133.45	△87.58	0.99	12.06	△180.26
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	33.5	27.2	28.8	30.4	8.6
自己資本利益率 (%)	△32.8	△30.9	0.4	4.9	△115.7
株価収益率 (倍)	—	—	539.69	73.78	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△135,452	△42,517	△64,191	95,483	△306,175
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	172,748	△48,789	△44,255	29,938	38,970
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	363,067	△141,713	△3,385	△99,509	377,001
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	849,197	616,176	504,345	530,258	640,054
従業員数 (人)	233	215	205	212	199
(外、平均臨時雇用者数)	(89)	(105)	(93)	(89)	(89)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第34期及び第35期は潜在株式が存在しないため、第32期、第33期及び第36期は1株当たり当期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 第32期、第33期及び第36期の株価収益率は、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第32期	第33期	第34期	第35期	第36期
決算年月	2016年 8 月	2017年 8 月	2018年 8 月	2019年 8 月	2020年 8 月
売上高 (千円)	3,094,555	3,234,146	3,361,532	3,253,379	2,674,214
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△269,132	△122,905	26,597	42,247	△303,862
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	△330,657	△130,480	8,890	19,836	△348,106
資本金 (千円)	203,112	203,112	203,112	203,112	203,112
発行済株式総数 (株)	1,843,800	1,843,800	1,843,800	1,843,800	1,843,800
純資産額 (千円)	581,869	447,701	452,903	468,466	114,803
総資産額 (千円)	1,588,932	1,456,014	1,394,279	1,360,923	1,264,626
1株当たり純資産額 (円)	315.61	242.83	245.66	254.13	62.28
1株当たり配当額 (円)	2.0	2.0	2.0	3.0	—
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額 (△) (円)	△179.34	△70.77	4.82	10.76	△188.84
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	36.6	30.7	32.5	34.4	9.1
自己資本利益率 (%)	△43.7	△25.3	2.0	4.2	△119.4
株価収益率 (倍)	—	—	111.57	82.71	—
配当性向 (%)	—	—	41.5	27.8	—
従業員数 (人)	170	168	171	177	169
(外、平均臨時雇用者数)	(79)	(92)	(79)	(78)	(78)
株主総利回り (%)	95.5	75.4	98.6	162.9	151.1
(比較指標: JASDAQ INDEX グロース) (%)	(87.6)	(106.2)	(106.0)	(79.1)	(71.2)
最高株価 (円)	640	560	642	5,000	1,199
最低株価 (円)	424	392	393	552	403

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第34期及び第35期は潜在株式が存在しないため、第32期、第33期及び第36期は1株当たり当期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 第32期、第33期及び第36期の株価収益率及び配当性向は、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

4. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所 J A S D A Q (グロース) におけるものであります。

2 【沿革】

年月	事項
1984年8月	有限会社八千代地域新聞社（出資金2,000千円）を設立
1984年9月	「地域新聞」八千代台版を創刊
1987年5月	組織変更し、株式会社八千代地域新聞社（資本金2,000千円）を設立
1988年1月	本社を千葉県八千代市高津488番地2に移転
1988年7月	商号を株式会社地域新聞社に変更
1994年8月	本社を千葉県八千代市八千代台北10丁目23番36号に移転
1997年8月	本社を千葉県八千代市高津678番地2に移転
2007年10月	大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」市場に株式を上場
2010年10月	大阪証券取引所JASDAQ市場、同取引所ヘラクレス市場及び同取引所NEO市場の各市場の統合に伴い、大阪証券取引所JASDAQ（グロース）（現 東京証券取引所JASDAQ（グロース））に株式を上場
2013年7月	大阪証券取引所と東京証券取引所の市場統合に伴い、東京証券取引所JASDAQ（グロース）に株式を上場
2014年12月	株式会社東京新聞ショッパー社の発行済株式の全てを取得し連結子会社化し、株式会社ショッパー社に商号変更
2015年11月	本社を千葉県船橋市湊町一丁目1番1号に移転
2020年11月	本社を千葉県八千代市勝田台北一丁目11番16号に移転

3 【事業の内容】

当社グループの事業は、広告関連事業（新聞等発行事業、折込チラシ配布事業及び販売促進総合支援事業）及びその他の事業により構成されております。

なお、当社グループはセグメント情報を記載していないため、事業別に記載しております。それぞれの事業の内容は次のとおりであります。

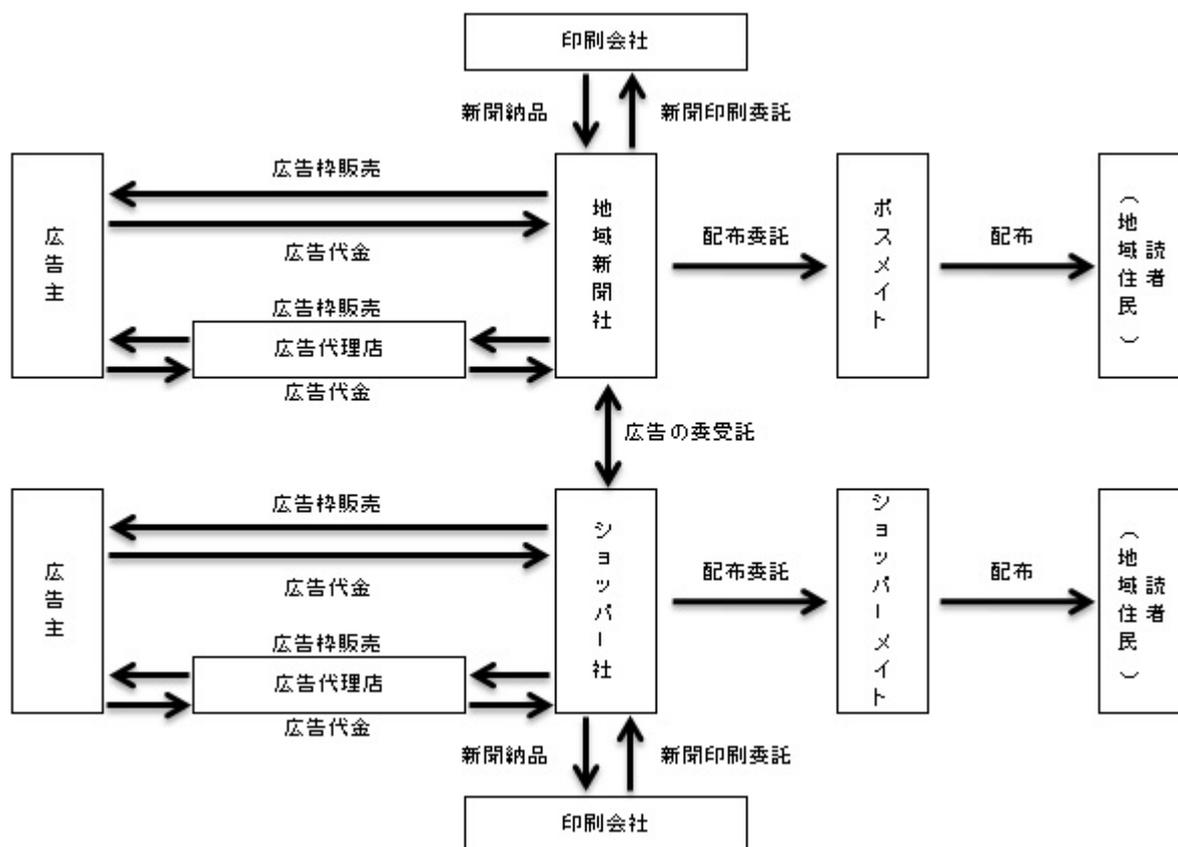
(1) 新聞等発行事業

地域新聞社が発行する「ちいき新聞」及びショッパー社が発行する「地域新聞ショッパー」は購読料のかからない地域情報紙（以下、フリーペーパーという。）であり、当社グループは「ちいき新聞」及び「地域新聞ショッパー」紙上に発行エリア（版、注1）ごとの地域のイベント、社会、文化、スポーツ等に係る身近な情報（記事）を載せ、毎週継続的に発行しております。当該事業は紙面に掲載する広告枠を販売し、かつ当該広告を当社グループが制作して、一連のサービスの対価を当該顧客から收受する事業であります。その広告枠は、8ヶ所の事業所（八千代支社、成田支社、船橋支社、千葉支社、柏支社、越谷支社、町田相模原支社、八王子支社、注2）の営業担当者が広告主に直接販売する場合と、広告代理店を経由して販売する場合があります。

当社グループは行政区画と広告主の商圈を考慮し、「ちいき新聞」及び「地域新聞ショッパー」の1発行エリア（版）あたりの標準世帯数を3万世帯前後としており、当該前提にしたがって当社グループの事業エリアである千葉県（主に千葉県北西部地域を中心として）、埼玉県（主に埼玉県南東部地域を中心として）、神奈川県（主として神奈川県北部地域を中心として）、東京都（主として東京都南西部を中心として）及び茨城県（主に茨城県南西部を中心として）を59版に細分し、1発行あたり240万部（2020年11月1日現在、注3）の「ちいき新聞」及び「地域新聞ショッパー」を発行しております。このため、広告主は広範囲を対象にした広告から、地域を限定したピンポイントの広告まで、販売促進対象エリアの広さを柔軟に変えることができます。

なお、新聞の印刷作業は印刷会社に全て委託しております。また、新聞の配布方法は、原則として戸別配布員（ポストメイト及びショッパーメイト、注4）によって構成される当社グループ独自の配布組織を組成及び活用し、一般の新聞を購読していない家庭にも戸別配布しております。

[事業系統図]

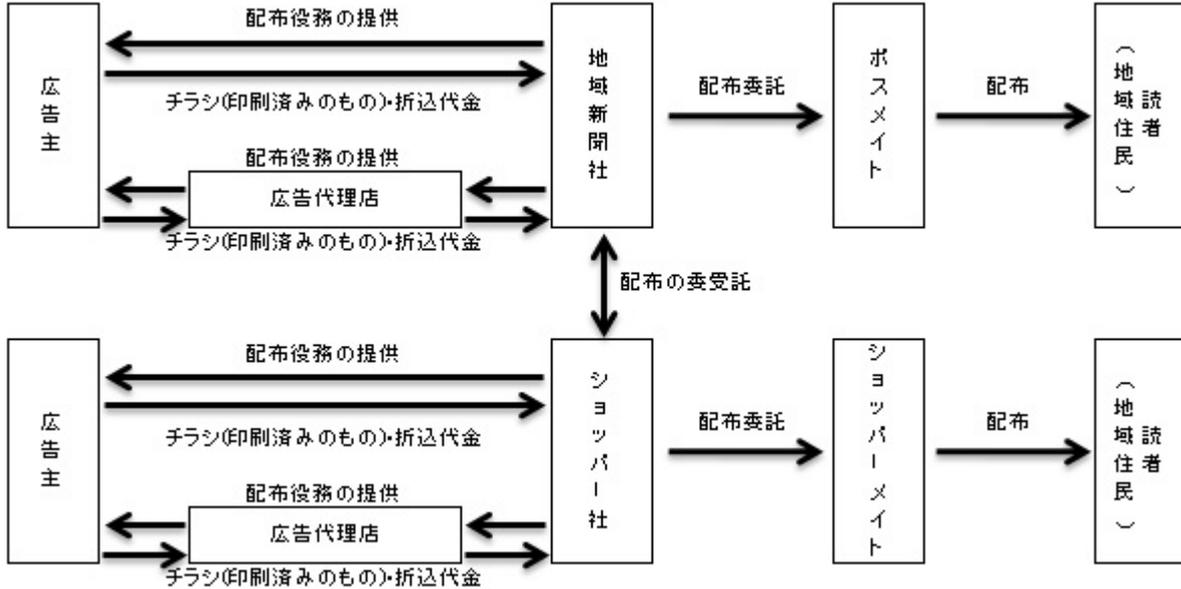


(2) 折込チラシ配布事業

折込チラシ配布事業とは、当社グループが発行する「ちいき新聞」及び「地域新聞ショッパー」にチラシを折り込んで配布する事業であります。チラシは予め顧客が制作して当社に持ち込むケースと、当社が顧客の依頼を受けて制作まで請負うケースがありますが、チラシの制作を顧客から請負う場合、その制作請負に係る売上高は後述の販売促進総合支援事業売上高として計上いたします。

また、当社グループは折込チラシの配布エリアを500から1,000世帯単位に細分しており、「〇〇町だけ配布」といった地域を限定したものからより広範囲を対象にしたものまで、広告主のチラシ配布エリアに係るニーズにきめ細かく対応した配布が可能となっております。

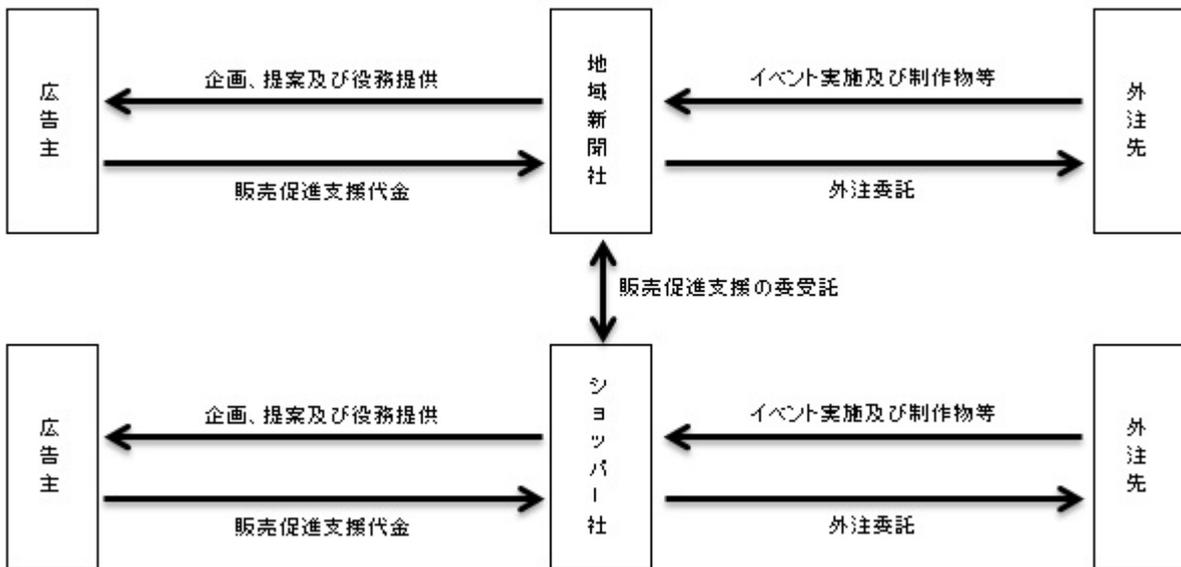
[事業系統図]



(3) 販売促進総合支援事業

販売促進総合支援事業は、前述の新聞等発行事業や折込チラシ配布事業の領域に属さない販売促進関連業務（展示会等の広告イベントの企画及び運営、配布チラシやポスターの編集及び制作、店舗ディスプレイ計画の立案等）を通じて、広告主の様々な販売促進活動を支援する事業であります。

[事業系統図]



(4) その他の事業

その他の事業として、インターネット広告事業、カルチャーセンター運営事業、講演チケット取扱事業、主催公演事業等を行っております。

- (注) 1. 「ちいき新聞」及び「地域新聞ショッパー」の発行に係る最小単位であります。
2. 2020年8月24日をもって、松戸支社は柏支社に統合いたしました。
2020年8月28日をもって、所沢支社及びさいたま支社は閉鎖いたしました。
3. 「ちいき新聞」及び「地域新聞ショッパー」2020年11月6日発行号に係る発行実績であります。
4. 「ちいき新聞」及び「地域新聞ショッパー」を戸別配布する要員の呼称であります。地域在住の方に配布委託を行っております。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有 割合 (%)	関係内容
株式会社 ショッパー社	千葉県八千代市	90,000	新聞等発行事業	100.0	広告の委受託 配布の委受託 販売促進支援の委受託 役員の兼任あり 資金の貸付及び債務保証を しております

- (注) 1. 特定子会社であります。
2. 債務超過会社であり、2020年6月末時点で債務超過額は582,839千円であります。
3. 売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。
主要な損益情報等
- | | |
|------------|------------|
| ① 売上高 | 646,328千円 |
| ② 経常損失(△) | △96,386千円 |
| ③ 当期純損失(△) | △103,025千円 |
| ④ 純資産額 | △582,839千円 |
| ⑤ 総資産額 | 93,877千円 |

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2020年8月31日現在

従業員数(人)
199 (89)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、従業員数欄の(外書)は、臨時雇用者数(パートタイマー)の平均雇用人員(8時間/日 換算)を記載しております。
2. セグメント情報との関連は、セグメント情報の記載を省略しているため記載しておりません。

(2) 提出会社の状況

2020年8月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
169 (78)	35.9	6.6	4,523

- (注) 1. 従業員数は、当社から他社への出向者を除いております。
2. 従業員数は就業人員であり、従業員数欄の(外書)は、臨時雇用者数(パートタイマー)の平均雇用人員(8時間/日 換算)を記載しております。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4. セグメント情報との関連は、セグメント情報の記載を省略しているため記載しておりません。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社の経営理念は、「人の役に立つ」であります。以下は、当社の経営理念付帯文からの抜粋であります。

- ①働く人達の役に立つ 豊かな生活と生きがいを生み出す場を確保し続ける
- ②地域社会の役に立つ お客様・読者・業者・社会に喜ばれる事業を行い続ける
- ③国家の役に立つ 利益を生み税金を納め続ける

人がこの世に生まれ、生きて行く上でいつも心がけるべきは、自分以外の人のために自分を役立たせることである。

会社とはこのことを実践するための最高の手段であり、道具である。

このことから会社とは広義において奉仕活動である。

ゆえに会社は理念に基づき活動の範囲を広げる努力をし続けなければならない。

つまり、成長と拡大を行い続ける義務と責任があるのである。

この理念のもとに全情熱を傾けて事業を行うことは大なる善であると確信する。

(2) 目標とする経営指標

当社グループが重視している経営指標は、売上高及び売上高経常利益率であります。特に売上高経常利益率につきましては、中長期的には10%を目標としております。そのためには、既存事業のみならず、付加価値の高い新規事業への挑戦を行い、顧客満足度を高める事により、売上高及び売上高経常利益率の向上を図ってまいります。

(3) 中長期的な会社の経営戦略

当社グループは、「人の役に立つ」を経営理念とし、働く人たち、地域社会及び国家の役に立つことを目標に掲げております。具体的には、従業員の物心両面の幸福を追求する事、全てのステークホルダーの成長と発展に寄与する事、また、地域社会を活性化し社会貢献する事を理念に掲げ、価値ある情報を届け地域と一人ひとりに豊かさや感動を創り出す事をビジョンとし、事業活動を行なっております。

また、中期経営戦略として①ノンコア事業の育成（WEB事業、成果報酬型事業、イベント主催事業等の拡大）②新規事業の創出③システム化による生産性の向上（RPAの活用範囲拡大、アウトソースの活用）

(4) 経営環境

当社グループの属するフリーペーパー・フリーマガジン市場は、媒体及びターゲットの多様化が進んでおりますが、紙媒体だけでなくインターネット広告との価格競争が恒常化するなど、依然として厳しい経営環境が続いております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、広告出稿の減少など当社グループの経営環境は更に厳しさを増している状況であります。

今後の当社グループの経営環境につきましては、新型コロナウイルスの収束時期等を予測することは困難ではありますが、「人の役に立つ」という経営理念の基、「Withコロナ」時代におきましても、地域社会の皆様の良いパートナーとして存在し続けるべく、ノンコア事業の成長と拡大、新規事業の創出、費用対効果の向上、DXの推進に取り組んで参ります。

(5) 会社の対処すべき課題

当社グループは、地域新聞社が発行するフリーペーパー「ちいき新聞」及びショッパー社が発行する「地域新聞ショッパー」紙面に掲載する広告枠を販売し、かつ当該広告を地域新聞社が制作して、一連のサービスの対価を当該顧客から収受する「新聞等発行事業」をはじめ、「折込チラシ配布事業」や「販売促進総合支援事業」等の広告関連事業を主たる事業と位置づけ、1都4県に地域密着型の事業展開を行ってまいりました。

当社グループは、今後も引き続き前述の広告関連事業を主たる事業とし、1都4県における事業展開を行い、更なる業容の拡大を図るにあたり、以下の課題に取り組んでまいります。

①ノンコア事業の成長と拡大

主力事業である新聞等発行事業の市場規模が縮小していくことが予想されることから、全売上高に占める新聞等発行事業のシェアを46%（2020年8月期）から、中長期的に30%に低減させていきます。それを実現するために、新聞等発行事業を中心に活動する営業以外にも、WEB事業を中心としたノンコア事業の成長と拡大に特化して活動をする戦略的営業を組織化し、当社グループが持っているリソースを最大限に活用することで、早期に収益の柱としてまいります。

②新規事業の創出

企業は世の中が求めているサービスや価値を敏感に捉え、それに対応していかなければなりません。しかし近年、その変化のスピードは日増しに加速度を上げていきます。よって、現在すでに収益化できている事業を成長・拡大させていくことはもちろん、当社の理念や存在意義・存在価値を発揮できる未だ見ぬ新規事業を意図的に生み続ける仕組みを構築することで、世の中の変化にスピード感を持って対応してまいります。

③費用対効果向上

広告業界においてフリーペーパー市場が置かれている状況は更に厳しさを増し、新聞等発行业の収益力が低下していることから、当社グループにおいて、2016年9月より効果向上支援室を創設し、広告効果の調査・研究を徹底して行っており、広告と記事両面から価値ある地域密着の情報紙作りを心がけております。それを1発行1発行地道に継続していくことで、「届くのを待ってくれるファン読者」が増え、紙媒体が持つ反響の特徴を広告主に実感いただき、紙面広告の継続率を高めてまいります。今後も広告効果を高める仕組みを構築することにより、他社との差別化を図り、広告効果を最大化し、収益力を高めてまいります。

④DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

コロナ禍の影響もあり、DXへの対応力が問われています。「顧客体験」が重要視される昨今に置いて、その期待に応えるにはDXは欠かせないものであり、会社全体で推進していかなければなりません。ただ単に業務をデジタル化するだけにとどまることなく、「Withコロナ」時代に当社グループが提供するサービスの価値を高め続け、変革していく手段としてDXを活用するために、推進プロジェクトを組織し、計画的に実行してまいります。

2【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業展開上のリスク要因となる可能性に係る事項を記載しております。また、当社グループとして必ずしも事業上のリスクとは考えていない事項についても、投資判断上あるいは当社グループの事業活動を理解する上で重要と考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。当社グループは、これらのリスクの発生可能性を認識したうえで、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。本株式に係る投資判断は、本項及び本書中の本項目以外の記載内容も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があります。また、以下の記載は本株式に対する投資に関連するリスクを全て網羅するものではありませんので、この点ご注意ください。

なお、文中における将来に係る事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 当社の事業について

① 広告関連市場の動向の影響について

当社グループが展開する4つの事業のうち、広告関連事業である新聞等発行业、折込チラシ配布事業及び販売促進総合支援事業の3事業の合計売上高が当社の総売上高に占める割合は、2016年8月期において95.7%、2017年8月期において95.2%、2018年8月期において93.9%、2019年8月期においては93.5%、2020年8月期においては93.9%をそれぞれ占めております。

なお、現在のところ、広告関連市場は成長期から成熟期へ移行したと考えられ、業績の二極化の傾向にあり、他社との差別化戦略を進めることが、これまでの当社の業績の拡大に寄与してきたものと評価しておりますが、今後も当該変化が継続し、当社グループの事業、業績または財政状態にプラスの影響を与え続ける保証はありません。

また、景況の悪化に伴う広告需要の減少によりもたらされる当社グループの事業、業績または財政状態への悪影響を軽減すべく、当社グループは特定の業種及び企業規模に偏らない顧客開拓や、広告関連市場と関連性が薄い事業の育成を検討しておりますが、当社グループのこれらの対応が不十分である場合には、当社グループの事業、業績または財政状態に悪影響が及ぶ可能性があります。

② 競合について

A. 新聞等発行业に係る競合について

フリーペーパー市場は、WEBやSNSをはじめとした広告媒体の多様化により、成長期から成熟期へ移行したと考えられ、2020年8月31日現在において当社が主たる商圏としている千葉県下においても競合紙（誌）は多数あり、当該競合紙（誌）間において激しい競争が行われております。また、今後、編集や配布のノウハウを有する新聞社及び出版社等や、豊富な事業資金を有する異業種の事業者がフリーペーパー市場に参入してくる可能性もあります。

当社グループは独自のフリーペーパー編集方針、発行エリア（版）設定方針及びフリーペーパー配布方針を堅持することにより、フリーペーパー市場における当社グループの競争優位性を確保していく所存であります。

しかしながら、今後、当社グループが事業を展開するエリアにおいて競合紙（誌）がそれらと同様の方針を採用した場合には、当社グループがそのような競争優位性を継続的に確保できるとは限らず、万が一、当該事業に係る競争優位性が失われた場合には当社グループの継続的な事業拡大が阻害され、当社グループの事業、業績または財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

B. 折込チラシ配布事業及び販売促進総合支援事業に係る競合について

折込チラシ配布事業及び販売促進総合支援事業についても、現在、それぞれが属する市場の成長率は鈍化しており、両事業とも競合者は少なくなく、2020年8月31日現在において当社グループが主たる商圏としている千葉県下においても激しい競争が行われております。

当社グループは、企画力や提案力を背景としたサービス品質の一層の向上、きめ細かな営業活動の展開等を通じてそれらの市場における競争優位性を確保していく所存であります。しかしながら、今後、当社グループが事業を展開するエリアにおいて、当社グループがそのような競争優位性を継続的に確保できるとは限らず、万が一、当該事業に係る競争優位性が失われた場合には当社グループの継続的な事業拡大が阻害され、当社グループの事業、業績または財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

③ 「ちいき新聞」及び「地域新聞ショッパー」の発行遅延、不発行等について

当社グループが発行するフリーペーパーである「ちいき新聞」及び「地域新聞ショッパー」は、広告掲載の申込から紙面制作及び印刷を経て、当該新聞の配布を完了するまでに1週間を要しております。このうち、ほぼ内製化された紙面制作までの過程においては業務管理システムのバックアップ（注1）、制作環境（注2）の統一等、考えられる範囲において紙面制作上起こり得るトラブルを想定し、その回避策を講じておりますが、紙面制作完了までの期間において当社や制作に係る一部外注先のシステムサーバ（バックアップ分を含む。）に回復困難なトラブルが発生し、または当社グループや制作に係る一部外注先が異常気象、震災等の大規模な自然災害や事故等、当社グループが予測し得ないトラブルに見舞われ、かつ速やかな復旧が困難である場合には、結果として「ちいき新聞」及び「地域新聞ショッパー」の発行遅延、不発行、配布遅延または未配布という事態が惹起される可能性があります。

また、当社グループは「ちいき新聞」及び「地域新聞ショッパー」の印刷や配布を外注先にそれぞれ完全委託しており、これらの委託先が異常気象、震災等の大規模な自然災害や事故等、当社グループが予測し得ないトラブルに見舞われ、かつ速やかな復旧が困難である場合には、「ちいき新聞」及び「地域新聞ショッパー」の発行遅延、不発行、配布遅延または未配布という事態が惹起される可能性があります。

このように、「ちいき新聞」及び「地域新聞ショッパー」の制作から配布完了までの期間において前述の如き事態が発生すれば、当社グループに対する広告主や読者の信頼が大きく損なわれ、その結果として広告収入の減少等を招来するおそれがあり、そのような場合には、当社グループの事業、業績または財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

（注）1. 業務管理システムのバックアップの主な内容については、「(3) ⑥ 業務管理システムについて」の記載内容をご参照ください。

2. 紙面の制作環境とは、当社グループの編集部において「ちいき新聞」及び「地域新聞ショッパー」に掲載する広告や報道記事を制作及び編集するための一連のハードウェア及びソフトウェア並びにその有機的なつながりを指しております。また、制作環境の統一とは、編集部内において各人の制作環境を統一することをいいます。

④ 印刷用紙の調達価格の変動について

「ちいき新聞」及び「地域新聞ショッパー」の原材料である印刷用紙は市場における流通量が多く、かつ取扱業者数も多いため、供給量及び価格は比較的安定しております。また、当該印刷用紙は当社グループの新聞印刷の依頼先である印刷業者が仕入れており、当該業者は印刷用紙の調達先（メーカー）との間で常に価格交渉を行い、市況等の変動に起因する仕入価格の高騰リスクの回避に努めております。

しかしながら、製紙原料価格の予想外の変動等により印刷用紙の調達価格が今後高騰した場合には、紙媒体の発行を主たる事業とする当社グループの事業、業績または財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 法的規制等について

① 広告関連事業に係る法的規制等について

当社グループの広告関連事業（新聞等発行事業、折込チラシ配布事業及び販売促進総合支援事業）には事業そのものに係る業法規制こそないものの、様々な法的規制が設けられております。

これらを直接規制する主な関連法令としては、不当景品類及び不当表示防止法、不正競争防止法、知的財産権法、著作権法、商標法、公職選挙法等が挙げられ、また、薬事法、宅地建物取引業法、特定商取引に関する法律等のように、顧客の業種等に係る規制法令が間接的に当社の広告関連事業を規制する例も少なくありません。更に、「ちいき新聞」及び「地域新聞ショッパー」や配布するチラシ等に掲載する広告の方法や内容等については、広告主、当社グループともに前述の法令以外に各業界団体の自主規制が存在する場合があります。

当社グループは、新聞等発行事業において報道記事を作成及び掲載する際には、当社が制定した取材及び編集業務用マニュアルの規定に従って記事の執筆、紙面の編集及び制作を行い、事実を正確に、偏ることなく読者に伝えるよう努めるとともに、第三者の知的財産権を侵害し、または公職選挙法等の法令に抵触する内容の記事とならないよう、細心の注意を払っております。また、新聞等発行事業、折込チラシ配布事業及び販売促進総合支援事業において広告を作成し、当該広告を「ちいき新聞」及び「地域新聞ショッパー」紙面やチラシに掲載するに際しては、当社グループが制定した広告掲載基準や校閲校正業務用マニュアルの規定に従って広告の制作及び校閲、校正を実施することにより、前述の法令や自主規制に係る違反や第三者の知的財産権の侵害に係る未然防止に努めております。

しかしながら、「ちいき新聞」及び「地域新聞ショッパー」紙面に万一事実と異なる内容や、読者に混乱や誤解を与える表現を含む記事や広告が掲載された場合、または第三者の知的財産権を侵害したり、前述の法令や自主規制に抵触する内容の記事や広告が掲載された場合には当社グループは社会的信用を失い、訴訟を提起され、または何らかの行政処分等を受ける等の事態が惹起される可能性があり、その場合には当社グループに対する広告主や読者の信頼が大きく損なわれることによる広告収入の減少等並びに当該訴訟等の動向または結果が、当社グループの事業、業績または財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、昨今の社会情勢の変化等に応じて前述の規制法令を始めとする各種法令や自主規制の強化、改正または解釈の変更等が行われた場合には、当社グループの事業、業績または財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

② その他の事業に係る法的規制等について

当社グループは、教養、趣味、娯楽としてのダンス等を顧客に教授し、入会金及び受講料を収受するカルチャーセンター運営事業については事業を規制する法令等は特に見当たらないものの、当該事業の展開にあたって、事業者として個人情報の保護に関する法律（以下、個人情報保護法という。）等の一般法令の規制の適用を受けております。

そして、通信販売事業においては、景品表示法、JAS法、特定商品取引法などによる法的な規制を受けております。

また、昨今の社会情勢の変化等に応じて前述の規制法令を始めとする各種法令の強化、改正または解釈の変更等が行われた場合には、当社グループの事業、業績または財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 当社グループの経営について

① 「ちいき新聞」及び「地域新聞ショッパー」の発行エリア（版）の展開及び撤退の方針について

当社グループは、一定の発行エリア（版）ごとに「ちいき新聞」及び「地域新聞ショッパー」を発行しており、2020年8月31日現在において、「ちいき新聞」は6支社の下に49の発行エリア（版）と「地域新聞ショッパー」は2支社の下に10の発行エリア（版）が存在しております。（注）

なお、発行エリア（版）を新設し、継続的に「ちいき新聞」及び「地域新聞ショッパー」を発行し続けるために、当社グループはその紙面発行費用（営業、制作及び編集等に係る人件費、紙面の印刷や配布に係る費用等）を負担しなければならず、また、発行エリア（版）を新設する際に新たな営業拠点となる支社等をも新設した場合には、前述の紙面発行費用に加えて当該支社等の開設費用をも負担する必要がありますが、発行エリア（版）の新設及び当該発行エリア（版）における「ちいき新聞」及び「地域新聞ショッパー」創刊以降、これらの費用以上の広告収入を獲得するまでの期間においては、当該発行エリア（版）単独での黒字化は困難であります。

したがって、当社グループは発行エリア（版）の新設及び当該発行エリア（版）における「ちいき新聞」及び「地域新聞ショッパー」の創刊にあたり、広告収入のより効率的な獲得を目指して地域密着型のきめ細かい営業活動を行う等の施策を実施して、当該発行エリア（版）単独の収益性の向上に努めております。

しかしながら、当該発行エリア（版）進出後に何らかの事由で住民の流出が進み、当社グループの顧客がその商圏に魅力を感じなくなる等、当該発行エリア（版）の地域特性の変化等に起因して広告受注が拡大しない場合、当該発行エリア（版）単独の赤字が想定以上の期間にわたり継続し、当社グループの事業、業績または財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、当該発行エリア（版）単独の赤字が想定以上の期間にわたり継続した場合、当社グループは当該発行エリア（版）における新聞等発行事業から撤退する可能性があります。今後、当該事態が惹起された場合には、当該発行エリア（版）の新設及び当該発行エリア（版）における「ちいき新聞」及び「地域新聞ショッパー」創刊に係る費用、また、場合によっては新たな営業拠点として開設した支社等の開設費用の回収が大幅に遅延し、または回収できず、当社グループの事業、業績または財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

② 広告媒体の多様化への対応について

当社グループが発行する「ちいき新聞」及び「地域新聞ショッパー」は、読者の生活に密着した地域の情報を伝え、広告主にとっては細分化された比較的狭小な発行エリア（版）の中から広告掲載エリアを任意に選択して機動的な広告戦略を採ることができるというメリットを有していることから、当社グループは今後も紙媒体であるフリーペーパーの発行を継続していく方針であります。

一方、近年においては電子広告等の新たな広告媒体の発展が著しく、今後は当社グループの新聞等発行事業対象地域の拡大に合わせ、紙媒体である「ちいき新聞」及び「地域新聞ショッパー」とは別に、インターネット等の電子媒体を通じた事業対応を実施する必要があるものと認識しており、「チイコミ」において電子広告を行っておりますが、後発電子媒体に対して当社グループが当該対応のタイミングを逸した場合には、当社グループの事業、業績または財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、今後インターネット等の電子媒体の急速な発展が紙媒体の価値を相対的に低下させ、「ちいき新聞」及び「地域新聞ショッパー」の読者及び広告主が結果として減少した場合には、当社グループの事業、業績または財政状態に悪影響が及ぶ可能性があります。

③ 人材の獲得及び育成について

当社グループの従業員数は2020年8月31日現在において199名（臨時従業員89名を除く）であり、内訳は当社に169名（臨時従業員78名を除く）、ショッパー社に30名（臨時従業員11名を除く）となっております。また、当社の従業員の平均勤続年数は、2020年8月31日現在において6.6年と短いものの、これは今後の事業拡大に備え新規採用及び中途採用をもって従業員の確保を積極的に図っている結果であり、現時点において人員は充足しているものと考えております。

当社グループは、当社グループの事業成長を継続するために、今後も着実に人材を確保及び育成していく予定であります。人材の確保及び育成が質量両面において事業の成長スピードに追いつかない場合には、当社グループの事業、業績または財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

④ 知的財産権について

当社グループが保有する知的財産権は、登録済み商標権19件（注）並びに当社が制作した報道記事及び広告の内容に係る多数の著作権であり、当社グループが保有している、または取得を出願中である特許権及び実用新案権はありません。また、現在のところ、当社グループの事業分野において他者に先駆けて特許申請を行わなければならない技術等も存在いたしません。

なお、登録済の商標権の1つである「ちいき新聞」については、その商標登録が完了しているか否かに拘らずこれが無断で使用され、広告主や読者の当社グループに対する信用が損なわれるような内容の記事や広告が掲載された場合、当社グループの事業、業績または財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

（注） 「ハッピージョブ/Happy Job」（登録第4644705号）、「地域通販」（登録第5009735号）、「地域新聞」（登録第5065614号）、「地域新聞社」（登録第5105183号）、「地域新聞社」社章（登録第5377313号）、「地域新聞」題字（登録第5407843号）、「地域新聞」キャラクター（登録第5377314号、5377315号、5377316号、5407842号、5572088号、5572087号）、「ちいこみ」（登録第5431607号）、「チイコミ」ロゴ（登録第5559762号）、「ちいき新聞」ロゴ（登録第5606880号）、「チキチキクーポン」（登録第5545679号）、「チイキング」キャラクター（登録第5677445号）、「販促の大学」（登録第6005081号）及び「Happiness」（登録第6005082号）の19件であります。

⑤ 個人情報等の管理について

当社グループは、広告掲載等に係る営業活動を通じて、また、報道記事の取材活動を通じて、顧客情報を始めとする様々な個人情報を入手する機会があります。そこで、当社グループは、個人情報保護法の規定の趣旨に鑑みて、情報管理の観点から、個人情報の厳正な管理及び漏洩防止手続を定めた個人情報保護関連規程を制定し、加えて当社グループの全ての役員、従業員及び臨時従業員との間においては機密保持に係る誓約書を個別に締結する等、個人情報の保護並びに個人情報漏洩の未然防止に努めております。

更に、当社グループは、当社グループの個人顧客、役員及び従業員の個人情報をも含めた重要な業務管理情報についてID及びパスワードによって管理するとともに、インターネットを通じた外部からのアクセスによる情報流出の防止策を採用しております。

しかしながら、このような対策をもってしても個人情報を含むそれらの重要情報に係る社外漏洩を防止できず、当該情報漏洩に起因して第三者に何らかの損害が発生した場合には、当社グループが損害賠償請求の対象となる可能性があります。また、当社グループの情報管理体制に係る良くない風評が発生し、当社グループの事業、業績または財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 業務管理システムについて

当社グループは業務管理システムを保有しており、当該システム内に、当社グループの個人顧客、役員及び従業員の個人情報及び取引先等に係る法人基本情報等を蓄積しております。また、当社グループは、事業の推進に欠かせない各種の管理業務を当該システムによって行っており、当社の業務効率は当該システムに大きく依存しております。

そこで、当社グループは、不測の事態（アクセスの急増等による一時的な負荷増大に伴うシステムダウン、異常気象、震災等の大規模な自然災害や事故等に伴う停電、故障等）によりこれらの業務管理システムが稼働しているそれぞれのサーバが停止し、またはサーバ上に蓄積されたデータが失われることにより当社の業務の遂行に支障を来さないよう、一定のセキュリティレベルを実現し、かつ無停電電源装置を備えたサーバ専用室にアプリケーションサーバとデータベースサーバを2台ずつ格納して並行運用するとともに、データの日次バックアップ、バックアップデータの分散型格納を実施する他、サーバの外部委託等考えられる範囲において起こり得るトラブルを想定し、その回避策を講じております。

しかしながら、そのような当社グループの施策が不十分である場合または当社グループの現在の対応では係る影響を十分に軽減できない場合には、当社グループの事業、業績または財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) 新型コロナウイルス感染症の影響について

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、営業自粛等の理由により取引先からの広告出稿が減少しており、当社グループの企画運営は甚大な影響を受けております。新型コロナウイルス感染症の収束時期等を予測することは困難なことから、今後も当社グループの業績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(5) 重要事象等について

当社グループは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い、2020年4月以降、月次売上高が前期に比べ著しく減少しており、当連結会計年度において292,047千円の営業損失及び332,295千円の親会社株主に帰属する当期純損失を計上しております。この影響は今後数年続くと考えており、翌期以降についても継続して重要な営業損失及び親会社株主に帰属する当期純損失の計上が見込まれ、当連結会計年度末に118,194千円である純資産は債務超過となる可能性があります。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当該状況を解消又は改善するため、以下の対応策を推進してまいります。

① 収益獲得が見込めるエリアへの人的資源及び資金を集中

当社グループは当連結会計年度において不採算エリアの発行を休止するとともに、2020年9月に日本全国を商圏としているクライアントを担当する広域営業部を設置いたしました。収益獲得が見込めるエリアに有能な人材を重点的に配置し、資金を集中することでより付加価値のある商材を提供し、販売の更なる強化を進めてまいります。

② マーケティング機能の強化 インサイドセールスチームの発足

営業効率・質の向上や見込み顧客データの活用を目的とし、マーケティング機能を強化するとともに、インサイドセールスチームを発足いたしました。マーケティング機能を強化することで、リード（見込みが高いと考えられる顧客）の獲得数が増加し、そのリードに対して事前にお電話で状況確認することで、アポイントを獲得してから営業にバトンタッチすること等が可能となり、営業はより受注に直結した活動がしやすくなります。

③ 受注窓口の拡大及び他社サービスとの連携

当社グループが展開しているサービスを最大限活用するため、他社サービスと連携しながら受注窓口を拡大し受注件数増加を図ってまいります。今後も積極的に他社との業務提携の可能性を模索し、当社グループの既存事業と他社の事業とのシナジーを創出することで、既存事業の拡大を図ってまいります。

④ デジタルトランスフォーメーション（DX）の強化

デジタル分野の重要性が高まっていることから、社内にデジタル戦略推進をミッションとしたプロジェクトを立ち上げ、広告領域のデジタル化はもちろん、これまで築いてきたブランドや資産を生かした新規事業の立ち上げ、顧客への提供価値の変革をまいります。これにより、新たな収益基盤の獲得を実現し、地域密着×デジタルのシナジーを生み、当社の企業価値、存在意義の向上を図ってまいります。

⑤ 費用の削減

営業拠点及び管理部門の事務所統合や外部に委託していた一部配送業務の内製化する等経費見直しを行い、販売費及び一般管理費の更なる削減を図ってまいります。

⑥ 資金調達

当連結会計年度において金融機関との緊密な連携関係のもと、当座貸越枠の利用や新型コロナウイルス感染症関連の融資制度を利用し資金調達を行っております。引き続き金融機関からの資金調達及び増資による資金調達等を継続して検討し、財務基盤の安定化に努めてまいります。

(注) 「地域新聞ショッパー」を管轄している4支社の内、2支社（所沢支社及びさいたま支社）は2020年8月28日をもって閉鎖しております。また、それに伴い20の発行エリア（版）の内、10エリア（版）も8月28日発行号をもって休刊しております。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、経営成績等という。）の状況の概要は次のとおりです。

① 財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルスの感染拡大による経済活動の停滞により、景気は急速に減退し、終息が見えない状況で影響が長期化しています。また、個人消費におきましても、消費税増税の影響は軽減税率等の施策の効果もあり限定的でしたが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響による外出自粛、雇用の不安定化により、景気は厳しい状況となりました。

当社グループ（当社及び子会社のショッパー社をいう。以下同じ）の属するフリーペーパー・フリーマガジン市場は、WEBやSNSをはじめとした広告媒体の多様化により、顧客の獲得や価格競争など、依然として厳しい経営環境が続いております。また、主要クライアントである地元の中小店舗は新型コロナウイルスの感染拡大の影響を大きく受け、販促需要が減少しております。このような状況の下、当社グループの基盤事業である新聞等発行事業は、2020年8月末現在で、1都4県69エリアで69版を発行、週間の発行部数は約290万部となりました。

新聞等発行事業におきましては、地域新聞社では、繁忙期である10月～11月にかけては、台風被害及び消費税増税により需要が減少し、同じく繁忙期である3月～4月にかけては、新型コロナウイルスの感染拡大防止による店舗の営業自粛の影響を大きく受け、広告の販売が伸び悩みました。4月より市川・松戸・市原エリアの再編を実施し、読者・顧客にとって最適なエリア展開を模索しておりますが、6月以降も、経済活動の回復は緩やかであり、新型コロナウイルスの感染拡大以前の状態に広告需要が回復するには一定の期間を要すると考えております。今後は発行エリアの採算性を慎重に判断し、最適なエリア展開を模索していくとともに、ブランディング・顧客ポートフォリオなど広告効果を高める仕組みを構築することにより媒体価値を高め広告効果を最大化し収益力を高めてまいります。

ショッパー社の施策としましては、「地域新聞ショッパー」の広告効果をより高めるために、読者向けに特化したサイト「ショッパー電子版」との連動を積極的に進めております。また、人的資源を集中しエリア再生に注力してまいりました埼玉エリアについては、新型コロナウイルスの感染拡大の影響があり収益改善が困難であると判断したため、発行を8月末で休刊とし、町田・相模原、八王子エリアへ経営資源を集中することとしました。

折込チラシ配布事業におきましては、地域新聞社だけでなくショッパー社においても、それぞれの地域にカスタマイズされた独自の地図情報システム(GIS)を活用することにより、広告主の顧客ターゲットが明確となり、効率的かつ広告効果の最大化を図るサービスを実現することができております。

その他事業につきましては、新規事業開発や、WEB事業、業者紹介サービス事業、求人媒体事業といったノンコア事業に経営資源を投下し、育成を図っております。特に業者紹介サービスにおいては、優良な業者を選択したい読者のニーズを捉えており、8月には「ちいき新聞のシロアリ駆除」をリリースし、6ジャンルの展開で順調に成長をしております。同サービスにつきましては今後、更にサービスの質を向上させつつ、対象ジャンルを広げていく方針であります。WEB事業につきましては、成長スピードを加速させるためにコミュニティサイト「チヨコミ」のリニューアルを予定しており、より多くの店舗に利用していただけるよう営業活動を強化してまいります。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は、新型コロナウイルス感染症の影響により3,258,466千円（前期比18.4%減）と減少いたしました。また、販売費及び一般管理費の圧縮及び保険解約益があったものの、売上高の減少が影響し経常損失は281,411千円（前期は経常利益45,447千円）、親会社株主に帰属する当期純損失は332,295千円（前期は親会社株主に帰属する当期純利益22,235千円）となりました。

② キャッシュ・フロー状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、109,795千円増加し640,054千円となりました。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において営業活動の結果使用した資金は、306,175千円（前期比401,659千円の減少）となりました。これは、主に売上債権の減少166,965千円、減価償却費39,588千円等がありましたが、税金等調整前当期純損失290,346千円、未払金の減少92,954千円、法人税等の支払額43,657千円等があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において投資活動の結果得られた資金は、38,970千円（前期比9,031千円の増加）となりました。これは、主に定期預金の預入による支出200,500千円等がありましたが、定期預金の払戻による収入200,000千円、保険積立金の解約による収入56,508千円等があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において財務活動の結果使用した資金は、377,001千円（前期比476,510千円の増加）となりました。これは、長期借入金の返済による支出106,658千円等がありましたが、長期借入れによる収入300,000千円、短期借入れによる収入200,000千円等があったことによるものであります。

(資本の財源及び資金の流動性について)

当社グループの資金需要のうち主なものは、当社グループの成長を維持するために将来必要な運転資金及び設備投資資金であります。これらの資金需要に対して当社グループでは、主として手元の資金及び金融機関からの借入金によって資金を確保しております。

なお、当連結会計年度末において、借入金残高618,354千円、リース債務残高19,875千円、現金及び預金残高840,054千円となっております。

③ 生産、受注及び販売の実績

当社グループは、生産、受注及び販売の状況については、セグメント情報に代えて事業別に記載を行っております。

a. 生産実績

当連結会計年度の生産実績を事業別に示すと、次のとおりであります。

事業別	当連結会計年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)	前年同期比 (%)
新聞等発行事業 (千円)	756,645	89.6
販売促進総合支援事業 (千円)	95,760	82.5
その他の事業 (千円)	106,708	78.6
合計 (千円)	959,114	87.5

(注) 1. 金額は、売上原価によっております。
2. 金額には、消費税等は含まれておりません。

b. 受注実績

当社グループは、受注から販売までの所要日数が短く、常に受注残高は僅少であり、期中の受注高と販売実績とがほぼ対応するため、記載を省略しております。

c. 販売実績

当連結会計年度の販売実績を事業別に示すと、次のとおりであります。

事業別	当連結会計年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)	前年同期比 (%)
新聞等発行事業 (千円)	1,586,497	86.4
折込チラシ配布事業 (千円)	1,231,567	75.1
販売促進総合支援事業 (千円)	240,090	94.1
その他の事業 (千円)	200,310	77.0
合計 (千円)	3,258,466	81.6

(注) 金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

① 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて作成しております。その作成には経営者による会計方針の選択及び適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、見積り特有の不確実性があるため、実際の結果はこれらの見積りと異なる場合があります。

なお、当社グループが連結財務諸表の作成に際して採用している重要な会計方針は、「第5 [経理の状況]

1 [連結財務諸表等] (1) [連結財務諸表] [注記事項] の(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載のとおりであります。

② 当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社グループの当連結会計年度の経営成績等は、新型コロナウイルス感染症による影響を大きく受けることとなりました。特に緊急事態宣言を受けての営業自粛による広告出稿減少の影響は大きく、4月～5月の「新聞等発行事業」の売上高は156,370千円(前期比54.0%)、「折込チラシ配布事業」の売上高は115,976千円(前期比44.3%)と前年同期実績を大きく下回りました。緊急事態宣言解除後は、徐々に企業の販促需要が回復してきており、6月～8月の「新聞等発行事業」の売上高は286,445千円(前期比79.1%)、「折込チラシ配布事業」の売上高は243,400千円(前期比67.9%)まで戻っております。その他の事業においても、業者紹介サービス事業が好調だったものの、新型コロナウイルス感染症による影響で売上高200,310千円(前期比23.0%減)に留まりました。

以上の結果、売上高が3,258,466千円(前期比18.4%減)と減収し、原価のコントロールと販売費及び一般管理費の圧縮及び保険解約益があったものの減益となりました。

当連結会計年度の結果を踏まえ、新聞等発行事業は収益獲得が見込めるエリアへの人的資源及び資金を集中させ、販売費及び一般管理費の削減を図り、利益を追求する体制を再構築してまいります。

当連結会計年度は、営業活動によるキャッシュ・フローにおいて306,175千円の減少となり、投資活動におけるキャッシュ・フローにおいては、主に保険積立金の解約による収入56,508千円等があり、財務活動によるキャッシュ・フローにおいては、主に長期借入れによる収入300,000千円及び短期借入れによる収入200,000千円がありました。

2021年8月期については、新型コロナウイルス感染症の影響により、単月での業績回復率は不安定な状態が続いており、イベント実施基準の緩和等、業績回復に良い材料も出ておりますが、足元の感染状況は終息には至っていないため、業績の回復速度は現時点で不透明であると判断しております。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループでは、事業の効率化等のため、総額17,879千円の設備投資を実施いたしました。

設備投資の主な内容は、以下のとおりであります。

無形固定資産 折込梱包システム 9,250千円

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社における主要な設備は、以下のとおりであります。

2020年8月31日現在

事業所名 (所在地)	事業別の名称	設備の内容	帳簿価額 (千円)					従業員数 (人)	
			建物	機械及び 装置並び に車両運 搬具	工具、器 具及び備 品	リース 資産	無形固定 資産		合計
本社 (千葉県船橋市)	—	統括業務設備	4,202	—	3,401	—	26,197	33,801	31 (2)
八千代支社 (千葉県八千代市)	新聞等発行事業等	統括業務設備・営業設備・制作設備	3,550	—	2,407	—	—	5,957	43 (12)
成田支社 (千葉県成田市)	新聞等発行事業等	営業設備	1,554	—	308	—	—	1,862	5 (3)
船橋支社 (千葉県鎌ヶ谷市)	新聞等発行事業等	営業設備	602	—	373	—	—	976	8 (4)
千葉支社 (千葉市中央区)	新聞等発行事業等	営業設備	—	—	—	—	—	—	16 (4)
柏支社 (千葉県柏市)	新聞等発行事業等	営業設備	—	—	—	—	—	—	14 (4)
越谷支社 (埼玉県越谷市)	新聞等発行事業等	営業設備	0	0	0	—	—	0	9 (2)
編集センター (千葉県八千代市)	新聞等発行事業等	制作設備	2,925	—	1,490	—	—	4,416	30 (14)
千葉配送センター (千葉県八千代市)	新聞等発行事業等	梱包設備	11,466	10,151	760	—	—	22,378	10 (13)
埼玉配送センター (埼玉県越谷市)	新聞等発行事業等	梱包設備	3,173	234	578	16,820	—	20,806	3 (6)

(注) 1. 金額には、消費税等を含めておりません。

2. 従業員数は就業人員であり、従業員数欄の(外書)は、臨時雇用者数(パートタイマー)の平均雇用人員(8時間/日 換算)を記載しております。

3. 上記のほか、賃貸借契約による主な賃借設備は、次のとおりであります。

事業所名	設備の内容	賃貸借期間 (年)	年間賃借料 (千円)
本社	建物	1	9,629
八千代支社	建物	3	9,125
成田支社	建物	3	6,912

事業所名	設備の内容	賃貸借期間（年）	年間賃借料（千円）
船橋支社	建物	4	2,622
千葉支社	建物	2	2,804
柏支社	建物	2	2,880
越谷支社	建物	2	4,200
編集センター	建物	1	4,623
千葉配送センター	建物	2	10,552
埼玉配送センター	建物	2	3,600

(2) 国内子会社

会社名	事業所名 (所在地)	事業別の 名称	設備の内容	帳簿価額（千円）					従業員数 (人)
				建物	車両 運搬具	工具、器 具及び備 品	無形固定 資産	合計	
株式会社ショッパー社	町田相模原支社 (東京都町田市)	新聞等発行 事業等	営業設備・ 制作設備	-	-	-	-	-	9 (3)
株式会社ショッパー社	八王子支社 (東京都八王子市)	新聞等発行 事業等	営業設備	-	-	-	-	-	21 (8)

(注) 1. 金額には、消費税等を含めておりません。

2. 従業員数は就業人員であり、従業員数欄の（外書）は、臨時雇用者数（パートタイマー）の平均雇用人員（8時間/日 換算）を記載しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、予算作成時に年度計画の中で設備投資計画を策定し、決定しております。

なお、2020年8月31日現在における重要な設備の新設、改修計画及び設備の除却等の計画は、次のとおりであります。

- (1) 重要な設備の新設
該当事項はありません。
- (2) 重要な改修
該当事項はありません。
- (3) 重要な設備の除却等
該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)
普通株式	4,000,000
計	4,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2020年8月31日)	提出日現在発行数 (株) (2020年11月27日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	1,843,800	1,843,800	東京証券取引所 JASDAQ (グロース)	単元株式数 100株
計	1,843,800	1,843,800	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストック・オプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2011年3月1日 (注)	1,834,581	1,843,800	—	203,112	—	133,112

(注) 株式分割(1:200)によるものであります。

(5)【所有者別状況】

2020年8月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状 況(株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	1	18	9	13	—	1,141	1,182	—
所有株式数 (単元)	—	54	3,023	1,819	471	—	13,063	18,430	800
所有株式数 の割合(%)	—	0.29	16.40	9.87	2.56	—	70.88	100.0	—

(注) 自己株式467株は、「個人その他」に4単元、「単元未満株式の状況」に67株を含めて記載しております。

(6) 【大株主の状況】

2020年8月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式（自己 株式を除く。）の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
近間 之文	千葉県印西市	609,700	33.08
株式会社中広	岐阜県岐阜市東興町27番地	126,000	6.84
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町一丁目4番地	111,200	6.03
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	83,400	4.52
ダイオープリンティング株式会社	東京都豊島区北大塚一丁目13番4号	51,300	2.78
近間 久子	千葉県印西市	49,600	2.69
地域新聞社従業員持株会	千葉県船橋市湊町一丁目1番1号	39,300	2.13
花木 聡	東京都中央区	33,000	1.79
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂一丁目12番32号	30,848	1.67
松戸 晴江	千葉県千葉市稲毛区	27,300	1.48
計	—	1,161,648	63.02

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2020年8月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 400	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 1,842,600	18,426	—
単元未満株式	普通株式 800	—	—
発行済株式総数	1,843,800	—	—
総株主の議決権	—	18,426	—

(注) 単元未満株式欄の普通株式には、自己株式67株が含まれております。

② 【自己株式等】

2020年8月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合 (%)
(自己保有株式) 株式会社地域新聞社	千葉県船橋市湊町一丁目 1番1号	400	—	400	0.02
計	—	400	—	400	0.02

(注) 2020年11月26日から、千葉県八千代市勝田台北一丁目11番16号に移転しております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価格の総額 (千円)
当事業年度における取得自己株式	31	25
当期間における取得自己株式	—	—

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (千円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
保有自己株式数	467	—	467	—

(注) 当期間における保有自己株式には、2020年11月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題として認識しておりますが、安定した財務体質を確立して経営基盤を強化するために内部留保を充実しつつ、業績に応じた配当を継続的に行うことを基本方針としております。

当社は、期末配当による年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、配当の決定機関は、取締役会であります。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、配当原資となる利益剰余金がマイナスとなったため、誠に遺憾ながら無配といたしました。

内部留保資金の用途につきましては、今後の事業展開への備えとして投入していくこととしております。

当社は、「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会において剰余金の配当等を行うことができる」、また「取締役会の決議により、毎年2月末日を基準として、中間配当を行うことができる」旨を定款に定めております。なお、当事業年度に係る剰余金の配当はございません。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は「人の役に立つ」を経営理念とし、「働く人たち」、「地域社会」、「国家」の役に立つ企業となることを目標としており、お客様・読者・取引先・地域社会をはじめ、株主及び投資家からの信用をより高めることが重要であると認識しております。そのためにも、健全で透明性が高く、経営環境の変化に柔軟に対応できる組織を構築することが重要であり、これを実現することがコーポレート・ガバナンスの強化であると考えております。

② 企業統治の体制の概要

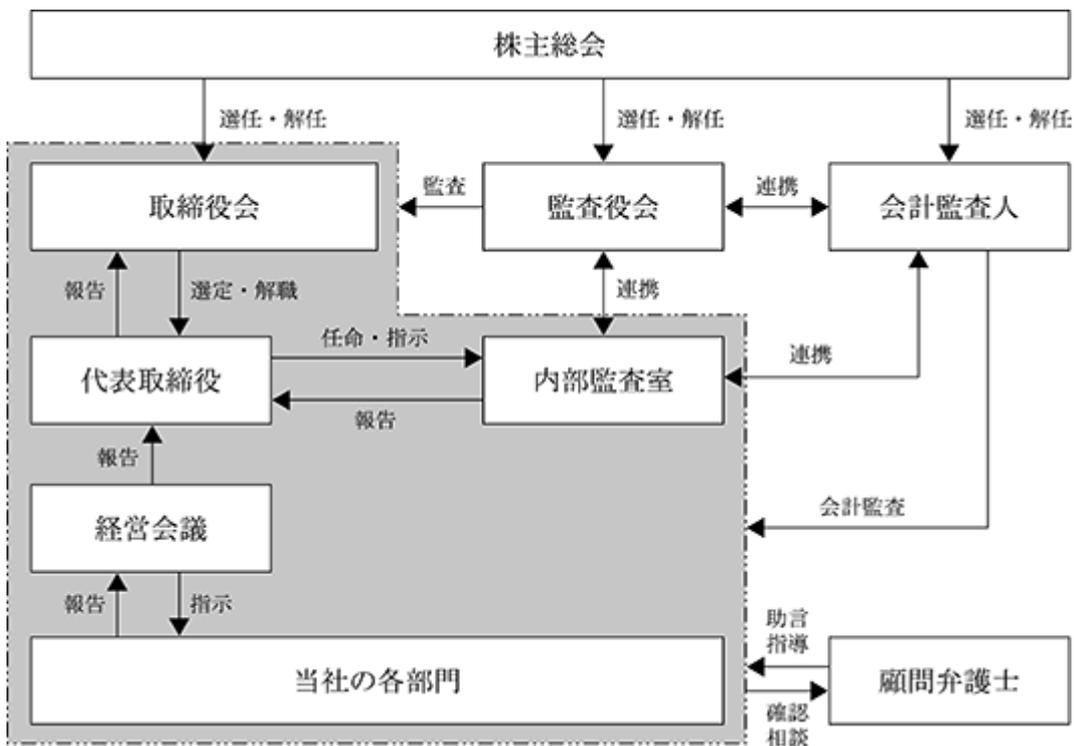
当社は監査役制度を採用し、機関としては取締役会、監査役会及び経営会議を有しております。

取締役会は、社外取締役1名を含む4名（代表取締役社長山田旬、松川真士、金箱義明、田中康郎）で構成されており、原則毎月1回以上開催し、経営の意思決定機関及び取締役の職務執行を監視、監督する機関としての役割を果たしております。

監査役会は、社外監査役3名（常勤監査役色部文雄並びに監査役小泉大輔及び丸野登紀子）で構成されており、原則として毎月1回開催する他、必要に応じて臨時に開催しております。各監査役の取締役会への出席の他、社内重要会議への常勤監査役の出席を通じて、取締役及び取締役会の業務執行を監視するとともに、経営全般に対して監査機能を発揮しております。

経営会議は、取締役及び常勤監査役で構成されており、原則隔週1回開催し、日常の個々の業務遂行における報告、検討・協議及び決定を行っております。

なお、当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要は以下のとおりであります。



③ 企業統治の体制を採用する理由

取締役会及び監査役会に加えて、取締役全員と常勤監査役で構成する経営会議を連携させることで、企業統治の強化を図ることができていると考えております。

さらに、監査役会を構成する監査役3名は、全員が社外監査役であり、独立性を確保するとともに、取締役の業務執行に対する監督機能を十分に果たしていることから、現状の体制としております。

④ 内部統制システム及びリスク管理体制の整備状況

- a. 当社の取締役・使用人等の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
- ・代表取締役を委員長とする「内部統制委員会」を設置し、コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス基本方針、内部統制重点行動指針を制定する。
 - ・内部統制委員会は、隔月1回以上開催し、活動内容については、定期的に取り締役会及び監査役会に報告する。各本部に内部統制推進委員を配置し、定期的な研修を実施するとともに、内部監査を実施する。
 - ・組織を横断する各種組織（内部統制委員会、業務改革委員会、衛生委員会）を設置し、法令及び定款に適合することを確保する。
 - ・内部監査室は、コンプライアンス規程及び内部統制委員会の実施状況を監査し、他の業務監査の結果を含めて定期的に取り締役会及び監査役会に報告する。
 - ・内部監査室は、監査実施項目及び実施方法を検証し、監査実施項目に遺漏なきよう確認し、必要があれば内部監査規程の改訂を提案する。
 - ・企業経営及び日常業務に関わる必要なアドバイスを顧問弁護士から常時受けることのできる体制を構築する。
 - ・「ヘルプライン通報窓口」に内部監査室長を配置し、内部通報及び社員相談に迅速に対応できる体制を構築する。
 - ・反社会的勢力及び団体とは一切の関わりをもたず、毅然とした態度で臨み、これを断固として排除することを基本方針とし、コンプライアンス規程及びコンプライアンス基本方針において社内に周知徹底する。
 - ・財務報告に係る内部統制を整備・運用し、その有効性を適切に評価報告するための体制を構築する。
- b. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ・取締役及び使用人の職務の執行に係る情報については、情報セキュリティポリシー並びに情報システム基本規程及び文書管理規程に基づき適切に管理を行い、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
 - ・文書の保管期間は、法令に特段の定めのない限り、文書管理規程に定めるところによる。
 - ・文書保存及び管理に係る事務に関しては、人事総務部長が所管する。
- c. 当社の損失の危険の管理に対する規程その他の体制
- ・事業に関連する内外の様々なリスクを適切に管理し、事業の遂行とリスク管理のバランスを取りつつ持続的成長による企業価値の向上を目指し、「リスク管理規程」に基づき、内部統制実務責任者及び各部門長により構成される「内部統制委員会」を設置する。
 - ・「内部統制委員会」は、組織横断的な各委員会を統括し、当社全体のリスクマネジメントの運営にあたりるとともに、リスクマネジメントを継続的に改善する。
 - ・各本部においては、リスクへの適切な対応を行うために、現状を正しく評価し、リスクの分析と対策の実施を行い、リスクマネジメントを継続的に改善する。
 - ・クライシスマネジメントについては、BCPマニュアルを基本とし、非常事態に迅速に対応できる体制を構築する。
 - ・内部監査室は、内部監査規程に基づき定期的に業務監査を行い、その結果をリスク管理状況と併せて取締役会及び監査役会に報告する。
 - ・内部監査室の監査により法令・定款違反その他の事由に基づき損失のリスクのある業務執行行為が発見された場合には、発見されたリスクの内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちに内部統制委員会及び各本部長に通報する体制を構築する。
- d. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・経営理念、長期基本方針に基づき事業遂行のための年度計画及び中期計画を策定する。
 - ・職務執行の効率性を向上させ、採算管理の徹底を図るために、各計画の達成状況を検証し、結果を業務に反映させる。
 - ・取締役会規程により定められている事項及びその付議基準に該当する事項については、すべて取締役会に付議することを遵守し、原則として、月1回取締役会を開催する。また、取締役等で構成される経営会議において、経営方針、経営戦略及び業務執行に関する重要な議題について検討し、その審議を経て速やかな業務執行を行うものとする。
 - ・取締役会の決定による業務執行については、業務分掌規程及び職務権限規程等に基づき権限の委譲が行われ、各部門、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り適正且つ効率的に職務の執行を行うこととする。

- e. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・当社及び子会社（以下「当社グループ」という。）は、共通の経営理念の下で当社グループにおける相互の協調及び発展を目指す。
 - ・当社グループの内部統制システムについては、当社の内部統制システムを共通の基盤として構築し、当社グループにおける内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達が効率的に行われる体制を構築する。
 - ・当社グループの取締役等で構成されるグループ経営会議において情報交換を行い、グループ連結経営の円滑な運営と堅実な発展を目指す。
 - ・当社グループの代表取締役は、当社グループの内部統制システムの運用に係る権限と責任を負う。
- （子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制）
- 当社は、子会社の取締役に、重要な人事、資産の取得・譲渡、毎月の業務実績、取締役会議題その他経営上の重要事項についてグループ経営会議において定期的に当社に報告させるものとする。また、当社は、当社グループにおいて重要な検討事項が生じた場合には、当社グループを横断した委員会を設置するなどして、検討を行う。
- （子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制）
- ・当社は、グループ全体のリスク管理について定める「リスク管理規程」に基づき、当社内部統制委員会において、グループ会社全体のリスクマネジメントの運営にあたり、リスクマネジメント体制の整備、運用状況の確認を行う。
 - ・子会社は、当社内部統制委員会が定める方法を参考の上、各社のリスクマネジメントを実施し、その状況を当社内部統制委員会に報告する。
- （子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制）
- ・当社は、当社グループの経営理念、長期基本方針に基づき、当社グループの事業遂行のためのグループ年度計画及び中期計画を策定する。
 - ・当社は、子会社に、当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（前記d）に準拠した体制を構築させる。
- （子会社の取締役、監査役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制）
- ・当社は、当社コンプライアンス基本方針を子会社にも適用させるものとする。
 - ・当社の監査役及び内部監査室は必要に応じて子会社の監査を実施する。
 - ・当社は、子会社における経営管理及び経営指導の内容に法令違反やコンプライアンス上の問題があると認められた場合には、子会社から当社の内部監査室又は当社の監査役に対してその内容を報告させるものとする。
 - ・当社の監査役は定期的にグループ監査役会を開催し、子会社の監査役と意見の交換を行う。
 - ・当社は、当社の「ヘルプライン担当窓口」の利用対象をグループ全体に拡大し、グループ会社の内部通報及び社員相談に迅速に対応できる体制を構築する。
- f. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査役会と協議の上、当社の使用人の中から監査役補助者を1名以上配置することとする。
- g. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役がその職務を補助すべき使用人の人事異動、人事評価、懲戒については、監査役会の同意を必要とし、取締役からの独立性を確保するものとする。
- h. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項
- 監査役がその職務を補助すべき使用人は、監査役から命じられた職務に関しては、取締役及び当該使用人の属する組織の上長等の指揮命令を受けないものとし、もっぱら監査役の指揮命令に従わなければならない。
- i. 当社の監査役への報告に関する体制
- （当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制）
- ・当社の取締役及び使用人は、下記の事項を発見した場合には、遅滞なく当社の監査役に報告する。
 - i 職務執行に関する重大な法令・定款違反又は不正行為の事実
 - ii 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - iii 会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項

- ・当社の取締役及び使用人は、当社の監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
 - ・当社の監査役は、当社の取締役会、経営会議、その他コンプライアンスに関連する各種委員会に出席し、当社の経営、業績及び内部統制に関する重要事項について報告を受ける。
- (子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制)
- ・子会社の全ての役員及び従業員（以下「子会社役職員」という。）は、下記の事項を発見した場合には、遅滞なく当社の監査役に報告する。
 - i 職務執行に関する重大な法令・定款違反又は不正行為の事実
 - ii 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - iii 会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項
 - ・子会社役職員は、当社の監査役から報告を求められた場合には、速やかに必要な報告及び情報提供を行う。
- j. 当社の監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、当社の監査役に報告をした当社グループの役員及び従業員（以下「当社グループ役職員」という。）に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を内部通報規程に明記するとともに、当社グループ役職員に周知徹底する。
- k. 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、経理部において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
 - ・当社は、監査役職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。
- l. その他当社の監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- ・当社の代表取締役は、当社の監査役と定期的に会合をもち、業務報告とは別に会社運営に関する意見の交換を行うなどして監査役との意思の疎通を図るものとする。
 - ・当社の監査役は、当社の会計監査人、内部監査室とそれぞれ定期的に意見交換を行い、効率的な監査を実施する。
 - ・当社の監査役は、当社の監査役会規則及び監査役監査基準に則り、適法性の監査のみならず、リスク管理、内部統制システムの整備・運用状況を含む取締役の業務執行状況の監査を行う。
 - ・当社の監査役は、必要に応じて、弁護士・会計士等の外部専門家と連携して監査業務の執行にあたる。
- ⑤ 責任限定契約の内容と概要
- 当社は、会社法第427条第1項に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役丸野登紀子氏との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。
- ⑥ 取締役の定数
- 当社の取締役は、10名以内とする旨を定款に定めております。
- ⑦ 取締役の選任の決議要件
- 当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また、累積投票によらない旨定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性6名 女性1名 (役員のうち女性の比率14.3%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	山田 旬	1970年8月20日生	1994年4月 第一生命保険相互会社(現第一生命ホールディングス株式会社)入社 1998年4月 同社東大宮支部・蓮田支部支部長補佐 2000年4月 同社大宮中支部支部長 2004年2月 当社入社 2006年9月 当社千葉支社支社長 2009年9月 当社営業本部副本部長兼千葉支社支社長 2010年1月 当社営業本部本部長 2010年2月 当社取締役就任 2014年11月 当社常務取締役就任 2014年12月 株式会社ショッパー社専務取締役就任 2014年12月 当社株式会社ショッパー社管掌 2019年11月 当社代表取締役社長就任(現任) 株式会社ショッパー社 代表取締役社長就任(現任)	(注)3	12,500
取締役 管理本部 本部長	松川 真士	1981年5月21日生	2004年4月 当社入社 2007年9月 当社成田支社支社長 2008年9月 当社船橋支社支社長 2013年9月 当社営業本部副本部長兼千葉支社支社長 2014年11月 当社取締役就任(現任) 当社営業本部本部長兼船橋支社長 2015年3月 当社営業本部本部長 2019年3月 当社管理本部本部長(現任) 2019年11月 株式会社ショッパー社取締役就任(現任)	(注)3	1,600
取締役 業務本部 本部長兼 編集・制作本部 管掌兼 CS推進室 室長	金箱 義明	1959年2月19日生	1998年5月 当社入社 2000年10月 当社本社営業部部長 2003年7月 当社東葛支社支社長 2006年8月 当社代理店営業部部長 2007年5月 当社退社 2007年6月 個人事業主 2010年8月 当社再入社 2011年9月 当社ポスマイト管理部部長 2014年11月 当社取締役就任(現任) 当社業務本部本部長兼CS推進室室長(現任) 2020年9月 当社編集・制作本部管掌(現任)	(注)3	3,300
取締役 (注)1	田中 康郎	1946年2月9日生	1971年4月 判事補任官 1981年4月 東京地方裁判所判事 1985年4月 国連アジア極東犯罪防止研修所研修部長 1994年4月 東京地方裁判所部総括判事 2003年2月 盛岡地方・家庭裁判所長 2005年2月 東京高等裁判所部総括判事 2009年3月 札幌高等裁判所長官 2011年2月 弁護士登録(現任) 2011年4月 明治大学法科大学院教授 2015年3月 株式会社建設技術研究所監査役(現任) 2017年11月 当社取締役就任(現任)	(注)3	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役 (注) 2	色部 文雄	1949年2月5日生	1967年3月 株式会社河合楽器製作所入社 1975年3月 ビジョン株式会社入社 2000年10月 同社執行役員営業本部副本部長 2002年3月 同社監査室チーフマネージャー 2005年4月 同社常勤監査役 2009年8月 エフルート株式会社内部監査室長 2010年11月 当社常勤監査役就任(現任) 2014年12月 株式会社ショッパー社監査役就任 (現任)	(注) 4	16,900
監査役 (注) 2	小泉 大輔	1970年9月5日生	1999年4月 公認会計士登録 2002年1月 新日本監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所 2003年1月 株式会社K I Aプロフェッショナル (現、株式会社オーナーズブレイン)設立、取締役 2003年6月 新日本監査法人退所 2003年7月 株式会社K I Aプロフェッショナル 代表取締役(現任) 2004年9月 税理士登録 2005年6月 株式会社アールシーコア監査役 2009年11月 当社監査役就任(現任) 2010年6月 株式会社アイティーフォー監査役 2015年6月 株式会社アールシーコア取締役 株式会社アイティーフォー社外取締役 (現任) 2018年3月 株式会社ニューズ・ツー・ユー・ホール ディングス監査役(現任) 2018年5月 株式会社成和(現株式会社LOOPPLACE)社 外取締役(現任)	(注) 5	—
監査役 (注) 2	丸野 登紀子	1973年7月21日生	2002年10月 第一東京弁護士会登録 出澤総合法律事務所入所 2016年11月 当社監査役(現任) 2017年6月 株式会社ニチリョク監査役(現任) 2019年6月 ライト工業株式会社監査役(現任)	(注) 4	—
計					34,300

- (注) 1. 取締役田中康郎は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 常勤監査役色部文雄並びに監査役小泉大輔及び丸野登紀子は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 2020年11月26日開催の定時株主総会の終結の時から2021年8月期の定時株主総会の終結の時まで。
4. 2018年11月28日開催の定時株主総会の終結の時から2022年8月期の定時株主総会の終結の時まで。
5. 2017年11月27日開催の定時株主総会の終結の時から2021年8月期の定時株主総会の終結の時まで。
6. 当社は、法令に定める監査の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数(株)
大賀 祥大	1971年10月28日生	2005年10月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 2005年10月 長島・大野・常松法律事務所入所 2011年11月 益田法律事務所入所 2013年10月 出澤総合法律事務所入所(現在)	—

② 社外役員の状況

当社の社外取締役は1名、社外監査役は3名であります。

取締役田中康郎氏は、過去に会社経営に関与していませんが、司法分野での豊富な経験及び知見を活かし、当社の企業経営の健全性、透明性及びコンプライアンスの向上に寄与していただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。また、田中康郎氏は、法律専門家としての立場から、独立性が確保されており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、株式会社東京証券取引所の規定に基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。なお、田中康郎氏は、当社との間で人的関係、資金的関係または取引関係、その他の利害関係はありません。

常勤監査役色部文雄氏は、上場企業における長年の豊富な経験並びに監査室及び監査役の経験から、社外監査役として経営の監視や適切な助言をいただけるものと判断し、社外監査役として選任しております。また、色部文雄氏は、当社とは取引関係のない東証一部上場企業の出身者であるため、独立性が確保されており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、株式会社東京証券取引所の規定に基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。なお、色部文雄氏は本書提出日現在当社株式（16,900株）を保有しておりますが、当社との間でこれ以外の人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。

監査役小泉大輔氏は、公認会計士及び税理士の資格を持ち、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているため、適切な監査を実施していただけるものと判断し、社外監査役として選任しております。また、小泉大輔氏は、公認会計士としての立場から、独立性が確保されており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、株式会社東京証券取引所の規定に基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。なお、小泉大輔氏は、当社との間で人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。

監査役丸野登紀子氏は、弁護士の資格を持ち、法律専門家としての客観的立場から、経営の監視や適切な助言をいただけるものと判断し、社外監査役として選任しております。また、丸野登紀子氏は、法律専門家としての立場から、独立性が確保されており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、株式会社東京証券取引所の規定に基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。なお、丸野登紀子氏と当社との間には、人的関係又は資本的関係その他の利害関係はございませんが、同氏は株式会社ニチリョク社外監査役、ライト工業株式会社社外監査役を兼務しており、株式会社ニチリョクと当社との間で広告掲載の取引関係がありますが、ライト工業株式会社との間に特別の関係はありません。

社外取締役または社外監査役を選任するための提出会社からの独立性に関する基準及び方針は、特に定めておりません。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、外部的視点から取締役の業務執行を監視し、取締役会で独立の立場で発言を行うこととしております。また、内部監査、監査役監査及び会計監査の報告を受け、必要に応じて意見交換をすることにより、内部監査、監査役監査及び会計監査と相互連携した監督機能を果たすこととしております。

社外監査役は、外部的視点から取締役の業務執行を監視し、取締役会、監査役会で独立の立場で発言を行うこととしております。内部監査、監査役監査及び会計監査人監査の状況については、取締役会で報告され、社外監査役は取締役会に出席することにより、これらの状況を把握することで相互連携を図っております。また、社外監査役を含む監査役全員は、会計監査人から会計監査の状況について説明を受けることにより、その状況を把握し、会計監査人との相互連携を図っております。

常勤監査役は、監査役会で定めた監査計画等に従い、取締役会や定例会議等の重要な会議への出席や、重要書類の閲覧、支社等への往査等を通じて、客観的・合理的な監査を実施しております。

(3) 【監査の状況】

① 内部監査及び監査役監査の状況

内部監査につきましては、社長直轄部門として内部監査室（人員1名）を設置しており、内部監査規程に基づき業務監査を中心とする内部監査を社長からの特命専権事項として実施しております。

当社の内部監査は予め策定された内部監査計画に基づいて実施いたしますが、特に必要と認められる場合には、臨時に特別の内部監査を実施いたします。また、内部監査結果については内部監査実施報告書を作成し、被監査部門は改善指示書を通じて通知された回答を要する事項について遅滞なく回答書を作成し、内部監査結果を業務改善に十分に反映することができる体制となっており、かつ内部監査室は改善指示に係る回答受領後、速やかにフォローアップ監査を実施しております。

当社の監査役は3名の全てが社外監査役であります。監査役は、内部監査人と連携をとるとともに、各種会議への出席や各拠点の業務監査を通じて、経営の執行状況を直接チェック可能な体制をとっております。

当社は独立的立場に立った会計、法務、経営、内部統制等に関する豊富な経験と専門的な見識を有する社外監査役による助言を受け、経営の適法性・妥当性について監査を実施しており、監査役監査の実効性を高めております。具体的には、監査役丸野登紀子氏は、弁護士の資格を持ち、法務に関する相当程度の知見を有しており、また、監査役小泉大輔氏は、公認会計士及び税理士の資格を持ち、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

また、会計監査に資するために、会計監査人との連携を図っております。

当事業年度において監査役会を13回（原則月1回）開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
色部 文雄	13回	13回
小泉 大輔	13回	13回
丸野 登紀子	13回	13回

② 会計監査の状況

当社は、三優監査法人と監査契約を締結しており、会社法監査及び金融商品取引法監査を受けております。なお、業務を執行した公認会計士は、下表のとおりであります。

公認会計士の氏名等		所属する監査法人名
指定社員・業務執行社員	齋藤 浩史	三優監査法人
指定社員・業務執行社員	熊谷 康司	

また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士3名及びその他4名であります。

なお、当社と上記監査法人または業務執行社員との間には利害関係はありません。

（注） 継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

③ 監査法人の選定方針と理由

会計監査人の選任、解任及び不再任は、監査役会において、これを株主総会の付議議案とする旨決議する。会計監査人の再任については、監査役会にて決議する。

④ 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価を行っており、同法人による会計監査は、当社の会計監査に対し適切にそして厳格にご対応いただいているものと判断しております。

⑤ 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	24,000	—	24,000	—
連結子会社	—	—	—	—
計	24,000	—	24,000	—

⑥ 監査公認会計士等と同一のネットワーク（BDO International）に対する報酬（⑤を除く）

該当事項はありません。

⑦ その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

⑧ 監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容

該当事項はありません。

⑨ 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、監査報酬の見積り内容を確認し監査役会の同意を得たうえで決定しております。

⑩ 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査公認会計士等に対する監査報酬については、会計監査人から提出された監査計画の妥当性を検証のうえ、当該計画に示された監査時間等から監査報酬が合理的であると判断したうえで、妥当であると判断し同意いたしました。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に関する事項

当社は、各取締役の報酬額を算定する「報酬委員会」にて、各取締役の職務内容や成果、事業計画に対する会社業績等を勘案し、株主総会で決定された報酬総額の範囲内で各取締役の報酬額を算定し、算定額についての代表取締役の評価を経て取締役会で決議しています。

各取締役の評価及び報酬額の決定については、取締役1名と社外監査役1名で構成された、報酬委員会の審議を経ることとしています。なお、当事業年度における、各取締役の評価及び報酬額の審議は、2019年10月18日に開催の報酬委員会において行われました。

報酬委員会で審議された各取締役の評価及び報酬額は、代表取締役の決定のもと、取締役会で決議しています。なお、当事業年度における、役員報酬の金額は、「役員就業規定」にしたがい、2019年11月27日開催の取締役会において決議されました。

取締役の報酬限度額は、2005年11月25日開催の株主総会において決定された報酬総額300,000千円以内と決議しています。

報酬構成は、固定報酬のみとしています。

監査役の報酬額は、2005年11月25日開催の株主総会において決定された報酬総額30,000千円の範囲内で、監査役会にて決定しています。

② 役員の報酬等

イ. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別総額 (千円)		対象となる役員 の員数 (名)
		基本報酬	賞与	
取締役 (社外取締役を除く)	67,330	67,330	—	5
監査役 (社外監査役を除く)	—	—	—	—
社外役員	17,490	17,490	—	4

ロ. 役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上の者が存在しないため、記載しておりません。

ハ. 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

該当事項はありません

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1976年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2019年9月1日から2020年8月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2019年9月1日から2020年8月31日まで）の財務諸表について、三優監査法人により監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するため特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、的確に対応できる体制を整備するために、経理部を中心として、会計監査人との緊密な連携や各種の情報提供、各種団体の主催する研修セミナーなどへの参加、また、専門書及び月刊・週刊で発行される出版物の購読等を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年8月31日)	当連結会計年度 (2020年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	730,258	840,054
売掛金	436,560	269,759
商品及び製品	41	38
配布品	—	13,107
仕掛品	12,122	6,954
貯蔵品	1,015	1,142
前払費用	25,813	20,729
その他	23,049	42,235
貸倒引当金	△2,100	△1,078
流動資産合計	1,226,762	1,192,943
固定資産		
有形固定資産		
建物	85,583	90,897
減価償却累計額	△59,969	△63,422
建物（純額）	25,613	27,474
機械及び装置	23,205	23,205
減価償却累計額	△8,956	△12,924
機械及び装置（純額）	14,249	10,281
車両運搬具	3,731	2,441
減価償却累計額	△3,730	△2,336
車両運搬具（純額）	0	105
工具、器具及び備品	41,929	46,847
減価償却累計額	△33,925	△37,526
工具、器具及び備品（純額）	8,004	9,320
リース資産	38,442	38,442
減価償却累計額	△15,272	△21,622
リース資産（純額）	23,170	16,820
有形固定資産合計	71,038	64,002
無形固定資産		
ソフトウェア	23,465	26,197
ソフトウェア仮勘定	5,400	—
リース資産	3,247	—
その他	0	0
無形固定資産合計	32,113	26,197
投資その他の資産		
繰延税金資産	58,507	—
敷金及び保証金	54,116	72,252
その他	※ 68,067	※ 20,183
貸倒引当金	△9,072	△8,921
投資その他の資産合計	171,619	83,515
固定資産合計	274,771	173,715
資産合計	1,501,534	1,366,658

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年8月31日)	当連結会計年度 (2020年8月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	153,053	130,525
短期借入金	—	200,000
1年内返済予定の長期借入金	79,992	139,992
リース債務	11,751	7,826
未払金	301,863	208,882
未払費用	37,205	1,495
未払法人税等	35,654	800
賞与引当金	2,721	165
ポイント引当金	700	500
返品調整引当金	270	—
資産除去債務	—	6,510
その他	60,150	46,490
流動負債合計	683,363	743,187
固定負債		
長期借入金	145,020	278,362
リース債務	19,875	12,049
退職給付に係る負債	175,087	180,674
資産除去債務	19,170	28,325
繰延税金負債	—	2,974
その他	2,972	2,890
固定負債合計	362,126	505,277
負債合計	1,045,489	1,248,464
純資産の部		
株主資本		
資本金	203,112	203,112
資本剰余金	133,112	133,112
利益剰余金	120,474	△217,351
自己株式	△654	△679
株主資本合計	456,045	118,194
純資産合計	456,045	118,194
負債純資産合計	1,501,534	1,366,658

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	当連結会計年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)
売上高	3,992,159	3,258,466
売上原価	1,096,141	959,114
売上総利益	2,896,018	2,299,351
返品調整引当金戻入額	2,540	270
返品調整引当金繰入額	270	—
差引売上総利益	2,898,288	2,299,621
販売費及び一般管理費	※1 2,875,438	※1 2,591,669
営業利益又は営業損失(△)	22,850	△292,047
営業外収益		
受取利息	32	96
保険解約益	22,811	7,968
助成金収入	2,194	3,724
その他	1,408	1,865
営業外収益合計	26,447	13,653
営業外費用		
支払利息	3,134	3,017
保険解約損	710	—
その他	5	—
営業外費用合計	3,850	3,017
経常利益又は経常損失(△)	45,447	△281,411
特別損失		
減損損失	※2 183	※2 8,934
固定資産除却損	—	0
特別損失合計	183	8,935
税金等調整前当期純利益又は 税金等調整前当期純損失(△)	45,264	△290,346
法人税、住民税及び事業税	32,052	2,866
法人税等還付税額	—	△22,399
法人税等調整額	△9,024	61,482
法人税等合計	23,028	41,948
当期純利益又は当期純損失(△)	22,235	△332,295
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)	22,235	△332,295

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年 9月 1日 至 2019年 8月 31日)	当連結会計年度 (自 2019年 9月 1日 至 2020年 8月 31日)
当期純利益又は当期純損失(△)	22,235	△332,295
包括利益	22,235	△332,295
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	22,235	△332,295
非支配株主に係る包括利益	—	—

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2018年9月1日 至 2019年8月31日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	203,112	133,112	101,925	△67	438,083	438,083
当期変動額						
剰余金の配当			△3,687		△3,687	△3,687
親会社株主に帰属する 当期純利益			22,235		22,235	22,235
自己株式の取得				△586	△586	△586
当期変動額合計	－	－	18,548	△586	17,962	17,962
当期末残高	203,112	133,112	120,474	△654	456,045	456,045

当連結会計年度（自 2019年9月1日 至 2020年8月31日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	203,112	133,112	120,474	△654	456,045	456,045
当期変動額						
剰余金の配当			△5,530		△5,530	△5,530
親会社株主に帰属する 当期純損失（△）			△332,295		△332,295	△332,295
自己株式の取得				△25	△25	△25
当期変動額合計	－	－	△337,825	△25	△337,851	△337,851
当期末残高	203,112	133,112	△217,351	△679	118,194	118,194

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	当連結会計年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は 税金等調整前当期純損失 (△)	45,264	△290,346
減価償却費	36,848	39,588
減損損失	183	8,934
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△677	△1,172
賞与引当金の増減額 (△は減少)	256	△2,556
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	3,126	5,587
保険解約損益 (△は益)	△22,101	△7,968
受取利息	△32	△96
支払利息	3,134	3,017
売上債権の増減額 (△は増加)	1,168	166,965
たな卸資産の増減額 (△は増加)	283	△8,062
仕入債務の増減額 (△は減少)	7,099	△22,527
未払金の増減額 (△は減少)	△7,664	△92,954
未払費用の増減額 (△は減少)	24,620	△35,710
その他	14,513	△22,295
小計	106,022	△259,596
利息の受取額	32	96
利息の支払額	△3,134	△3,017
法人税等の支払額	△7,436	△43,657
営業活動によるキャッシュ・フロー	95,483	△306,175
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△200,600	△200,500
定期預金の払戻による収入	200,000	200,000
有形固定資産の取得による支出	△12,419	△5,863
無形固定資産の取得による支出	△5,910	△12,076
従業員に対する貸付けによる支出	—	△1,200
従業員に対する貸付金の回収による収入	1,186	863
保険積立金の解約による収入	51,836	56,508
敷金及び保証金の差入による支出	△1,586	△422
敷金及び保証金の回収による収入	521	4,160
長期前払費用の取得による支出	△3,090	—
資産除去債務の履行による支出	—	△2,500
投資活動によるキャッシュ・フロー	29,938	38,970
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	—	200,000
長期借入れによる収入	—	300,000
長期借入金の返済による支出	△79,992	△106,658
ファイナンス・リース債務の返済による支出	△15,258	△10,832
自己株式の取得による支出	△586	△25
配当金の支払額	△3,672	△5,482
財務活動によるキャッシュ・フロー	△99,509	377,001
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	25,913	109,795
現金及び現金同等物の期首残高	504,345	530,258
現金及び現金同等物の期末残高	※ 530,258	※ 640,054

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数

1社

連結子会社の名称

株式会社ショッパー社

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社である株式会社ショッパー社の決算日は6月30日であります。連結財務諸表の作成に当たっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

① 製品、配布品及び仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）によりっております。

② 商品及び貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）によりっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によりっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）は定額法によりっております。また、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備は定額法によりっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	6～26年
機械及び装置	7～10年
工具、器具及び備品	3～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法によりっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によりっております。

④ 長期前払費用

定額法によりっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。ただし、支給額が確定している未払従業員賞与については、未払費用及び未払金に計上しております。

③ ポイント引当金

付与したポイントの将来使用される負担に備えるため、当連結会計年度末におけるポイント未使用残高のうち将来使用される見込額をポイント引当金として計上しております。

④ 返品調整引当金

出版物の出荷後の返品による損失に備えるため、当連結会計年度末における出版物の売上金額のうち返品される見込額を算定し、返品調整引当金として計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年8月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されません。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年8月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 2020年3月31日）

(1) 概要

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に、採用した会計処理の原則及び手続きの概要を示すことを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年8月期の年度末より適用予定であります。

・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）

(1) 概要

当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年8月期の年度末より適用予定であります。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において、投資その他の資産の「その他」に含めておりました「敷金及び保証金」については、重要性が高まったため、当連結会計年度より区分掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、投資その他の資産の「その他」に表示していた122,184千円は、「敷金及び保証金」54,116千円、「その他」68,067千円として組替えております。

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、区分掲記しておりました「受取手数料」及び「物品売却益」については、重要性が低くなったため、当連結会計年度より営業外収益の「その他」に含めております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「受取手数料」として表示していた46千円及び「物品売却益」147千円は、営業外収益の「その他」として組替えております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度において、区分掲記しておりました「前受金の増減額」については、重要性が低くなったため、当連結会計年度より営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「前受金の増減額」として表示していた1,358千円は、営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」として組替えております。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、営業自粛等の理由により取引先からの広告出稿が減少しており、当社グループの企画運営は甚大な影響を受けております。

新型コロナウイルス感染症の収束時期等を予測することは困難なことから、当社グループが現在入手している情報等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症による影響は2021年8月以降も一定期間にわたり継続すると仮定し、繰延税金資産の回収可能性及び固定資産の減損等の会計上の見積りを行っております。

(連結貸借対照表関係)

※ 担保資産及び担保付債務

下記の資産は、営業保証金として差し入れております。

	前連結会計年度 (2019年8月31日)	当連結会計年度 (2020年8月31日)
長期性預金	5,000千円	5,000千円

(連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	当連結会計年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)
配布業務委託料	1,181,392千円	997,335千円
貸倒引当金繰入額	886千円	△535千円
役員報酬	110,160千円	88,450千円
給与手当	811,511千円	760,674千円
賞与引当金繰入額	2,494千円	165千円
退職給付費用	12,712千円	12,232千円
減価償却費	33,498千円	37,404千円

※2 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前連結会計年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)

用途・場所	種類	減損損失 (千円)
事業用資産 (ちいきカルチャー四街道教室、千葉県四街道市)	工具器具備品	183

当社グループは減損損失を認識するに当たり、本社及び各支社の事業部門をキャッシュ・フローを生み出す最小単位とし、将来の使用が見込まれない遊休資産については個々の物件単位でグルーピングしております。

ちいきカルチャー四街道教室については、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであるため、該当する資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。なお、当社資産グループの回収可能価格は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローがマイナスのため使用価値をゼロとして算定しております。

当連結会計年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)

用途・場所	種類	減損損失 (千円)
事業用資産 (千葉支社、千葉県千葉市)	建物	1,112
事業用資産 (柏支社、千葉県柏市)	建物	1,087
事業用資産 (越谷支社、埼玉県越谷市)	建物、工具器具備品	895
事業用資産 (町田相模原支社、東京都町田市)	建物	617
事業用資産 (八王子支社、東京都八王子市)	建物、工具器具備品	1,880
事業用資産 (所沢支社、埼玉県所沢市)	建物	2,054
事業用資産 (さいたま支社、埼玉県さいたま市)	建物	1,286

当社グループは減損損失を認識するに当たり、本社及び各支社の事業部門をキャッシュ・フローを生み出す最小単位とし、将来の使用が見込まれない遊休資産については個々の物件単位でグルーピングしております。

千葉支社、柏支社、越谷支社、町田相模原支社、八王子支社、所沢支社及びさいたま支社については、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであるため、該当する資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。なお、当社資産グループの回収可能価格は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローがマイナスのため使用価値をゼロとして算定しております。

(連結包括利益計算書関係)

該当事項はありません。

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度増加 株式数	当連結会計年度減少 株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	1,843,800株	—	—	1,843,800株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度増加 株式数	当連結会計年度減少 株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	181株	255株	—	436株

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取請求による自己株式の取得 255株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年10月10日 取締役会	普通株式	3,687	利益剰余金	2.0	2018年8月31日	2018年11月14日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年10月10日 取締役会	普通株式	5,530	利益剰余金	3.0	2019年8月31日	2019年11月13日

当連結会計年度(自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度増加 株式数	当連結会計年度減少 株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	1,843,800株	—	—	1,843,800株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度増加 株式数	当連結会計年度減少 株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	436株	31株	—	467株

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取請求による自己株式の取得 31株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年10月10日 取締役会	普通株式	5,530	利益剰余金	3.0	2019年8月31日	2019年11月13日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	当連結会計年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)
現金及び預金	730,258千円	840,054千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△200,000千円	△200,000千円
現金及び現金同等物	530,258千円	640,054千円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

・有形固定資産 主として新聞等発行事業における編集設備及び丁合設備(機械及び装置・工具、器具及び備品)であります。

② リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い銀行預金等に限定しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は債務者の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、本社等の不動産賃貸契約に基づく敷金及び取引先との契約に基づく営業保証金であり、貸主及び取引先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。

借入金、運転資金の調達を目的としたものであり、一部の借入金については金利変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程等に従い、売掛金について債務者の状況をモニタリングし、債務者ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、敷金及び保証金については、契約先及び取引先の信用状況の把握に努め、適宜対応しております。

② 市場リスク(金利の変動リスク)の管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利の変動状況を継続的に把握し、複数の金融機関と取引することで、支払金利の抑制に努めております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性を売上高の3ヶ月分相当に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（（注2）をご参照ください。）

前連結会計年度（2019年8月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	730,258	730,258	—
(2) 売掛金 (※1)	434,460	434,460	—
(3) 敷金及び保証金	38,580	38,580	—
資産計	1,203,300	1,203,300	—
(1) 買掛金	153,053	153,053	—
(2) 未払金	301,863	301,863	—
(3) 長期借入金 (※2)	225,012	225,179	167
負債計	679,928	680,096	167

(※1) 売掛金に計上している貸倒引当金を控除しております。

(※2) 1年内返済予定の長期借入金を長期借入金に含めて表示しております。

当連結会計年度（2020年8月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	840,054	840,054	—
(2) 売掛金 (※1)	268,680	268,680	—
(3) 敷金及び保証金	41,789	41,789	—
資産計	1,150,524	1,150,524	—
(1) 買掛金	130,525	130,525	—
(2) 短期借入金	200,000	200,000	—
(3) 未払金	208,882	208,882	—
(4) 長期借入金 (※2)	418,354	416,963	△1,390
負債計	957,762	956,372	△1,390

(※1) 売掛金に計上している貸倒引当金を控除しております。

(※2) 1年内返済予定の長期借入金を長期借入金に含めて表示しております。

(表示方法の変更)

「敷金及び保証金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より新たに注記の対象としております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度についても記載しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

現金及び預金並びに売掛金はすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

敷金の時価は合理的に見積った敷金の回収予定時期に基づき、リスクフリーで割引いた現在価値により算定しております。なお、リスクフリーの利率がマイナスの場合は、割引率をゼロとして時価を算出しております。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金

買掛金、短期借入金及び未払金はすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算出しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前連結会計年度 (2019年8月31日)	当連結会計年度 (2020年8月31日)
営業保証金	15,535	30,463

営業保証金は、販売保証の預託保証金として差し入れた金銭債務であり、時価を把握することが極めて困難と認められる債務であるため時価開示の対象としておりません。また、「(3) 敷金及び保証金」には含めておりません。

(注3) 金融債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度 (2019年8月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
現金及び預金	730,258	—	—	—	—	—
売掛金	434,460	—	—	—	—	—
敷金及び保証金	15,281	20,860	1,188	—	1,250	—
合計	1,180,000	20,860	1,188	—	1,250	—

当連結会計年度 (2020年8月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
現金及び預金	840,054	—	—	—	—	—
売掛金	269,759	—	—	—	—	—
敷金及び保証金	27,078	1,385	12,075	1,250	—	—
合計	1,136,892	1,385	12,075	1,250	—	—

(注4) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度 (2019年8月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	79,992	79,992	63,322	1,706	—	—

当連結会計年度 (2020年8月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	139,992	123,322	61,706	60,000	33,334	—

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の退職一時金制度を採用しており、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。なお、当社及び連結子会社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	当連結会計年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	171,960千円	175,087千円
退職給付費用	17,285千円	16,904千円
退職給付の支払額	△14,158千円	△11,316千円
退職給付に係る負債の期末残高	175,087千円	180,674千円

(2) 退職給付債務の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2019年8月31日)	当連結会計年度 (2020年8月31日)
非積立型制度の退職給付債務	175,087千円	180,674千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	175,087千円	180,674千円
退職給付に係る負債	175,087千円	180,674千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	175,087千円	180,674千円

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前連結会計年度 17,285千円 当連結会計年度 16,904千円

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2019年8月31日)	当連結会計年度 (2020年8月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金繰入額否認	11,794千円	50千円
未払法定福利費否認	1,740千円	7千円
未払事業税	3,179千円	727千円
貸倒引当金	3,223千円	2,965千円
税務上の繰越欠損金(注)2	181,559千円	255,188千円
退職給付に係る負債	53,330千円	55,032千円
減損損失否認	7,406千円	5,214千円
減価償却費否認	1,031千円	676千円
資産除去債務	5,839千円	10,610千円
関係会社株式取得関連費用	7,619千円	7,619千円
その他	295千円	152千円
繰延税金資産小計	277,018千円	338,244千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	△181,559千円	△255,188千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△35,397千円	△83,056千円
評価性引当額小計(注)1	△216,956千円	△338,244千円
繰延税金資産合計	60,062千円	－千円
繰延税金負債		
資産除去費用	1,554千円	2,974千円
繰延税金負債合計	1,554千円	2,974千円
繰延税金試算純額(△は負債)	58,507千円	△2,974千円

(注) 1. 当社における評価性引当額に重要な変動が生じております。当該変動の主な内容は、繰延税金資産の回収可能性の見直しによるものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2019年8月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(※)	18,479	－	－	13,039	9,103	140,936	181,559
評価性引当額	△18,479	－	－	△13,039	△9,103	△140,936	△181,559
繰延税金資産	－	－	－	－	－	－	－

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2020年8月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(※)	－	－	13,039	9,103	76,251	156,794	255,188
評価性引当額	－	－	△13,039	△9,103	△76,251	△156,794	△255,188
繰延税金資産	－	－	－	－	－	－	－

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2019年8月31日)	当連結会計年度 (2020年8月31日)
法定実効税率	30.5%	—
(調整)		
交際費等永久に損益に算入されない項目	0.3%	—
住民税均等割額	6.8%	—
評価性引当額の増減	△18.1%	—
繰越欠損金の期限切れ	31.0%	—
その他	0.4%	—

税効果会計適用後の法人税等の負担率

50.9%

—

(注) 当連結会計年度については、税金等調整前当期純損失を計上しているため注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から6～15年と見積り、割引率は0.000～1.051%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

当連結会計年度において、退去等の新たな情報の入手に伴い、各拠点の退去時に必要とされる原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。この見積りの変更による増加額12,592千円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

	前連結会計年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	当連結会計年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)
期首残高	19,101千円	19,170千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	—千円	645千円
時の経過による調整額	68千円	73千円
資産除去債務の履行による減少額	—千円	△511千円
見積りの変更による増加額	—千円	12,592千円
その他増減額 (△は減少)	—千円	2,864千円
期末残高	19,170千円	34,835千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、広告関連事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2018年9月1日 至 2019年8月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

広告関連事業以外は、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2019年9月1日 至 2020年8月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

広告関連事業以外は、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社グループは、広告関連事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれんの発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	当連結会計年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)
1株当たり純資産額	247.39円	64.11円
1株当たり当期純利益金額又は 当期純損失金額(△)	12.06円	△180.26円

(注) 1. 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失金額であり、また潜在株式が存在しないため記載していません。

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (2019年8月31日)	当連結会計年度 (2020年8月31日)
純資産の部の合計額(千円)	456,045	118,194
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	—	—
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	456,045	118,194
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数(株)	1,843,364	1,843,333

4. 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	当連結会計年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)
1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額 (△)		
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△) (千円)	22,235	△332,295
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社株主に帰属する 当期純損失(△)(千円)	22,235	△332,295
期中平均株式数(株)	1,843,442	1,843,360

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	200,000	0.350	—
1年以内に返済予定の長期借入金	79,992	139,992	0.721	—
1年以内に返済予定のリース債務	11,751	7,826	2.738	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	145,020	278,362	0.617	2021年 ～2025年
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	19,875	12,049	2.890	2021年 ～2023年
合計	256,639	638,229	—	—

(注) 1. 平均利率については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く）の貸借対照表日後5年間の返済予定額は、以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	123,322	61,706	60,000	33,334
リース債務	7,244	4,805	—	—

【資産除去債務明細表】

明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	998,303	1,919,580	2,585,424	3,258,466
税金等調整前四半期利益金額又は税金等調整前四半期(当期)純損失金額(△) (千円)	65	△16,676	△154,108	△290,346
親会社株主に帰属する四半期(当期)純損失金額(△) (千円)	△2,774	△22,500	△137,106	△332,295
1株当たり四半期(当期)純損失金額(△) (円)	△1.50	△12.20	△74.37	△180.26

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純損失金額(△) (円)	△1.50	△10.70	△62.17	△105.88

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年8月31日)	当事業年度 (2020年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	679,158	785,591
売掛金	※ 371,837	※ 239,736
商品及び製品	41	38
配布品	—	10,514
仕掛品	10,552	6,224
貯蔵品	965	990
前払費用	23,609	18,837
その他	※ 25,030	※ 48,979
貸倒引当金	△1,700	△978
流動資産合計	1,109,495	1,109,933
固定資産		
有形固定資産		
建物	25,613	27,474
機械及び装置	14,249	10,281
車両運搬具	0	105
工具、器具及び備品	7,887	9,320
リース資産	23,170	16,820
有形固定資産合計	70,922	64,002
無形固定資産		
ソフトウェア	23,465	26,197
ソフトウェア仮勘定	5,400	—
リース資産	3,247	—
その他	0	0
無形固定資産合計	32,113	26,197
投資その他の資産		
関係会社長期貸付金	450,000	560,000
繰延税金資産	58,507	—
その他	98,768	73,250
貸倒引当金	△458,884	△568,757
投資その他の資産合計	148,391	64,493
固定資産合計	251,427	154,693
資産合計	1,360,923	1,264,626

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年8月31日)	当事業年度 (2020年8月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	※ 118,657	※ 110,288
短期借入金	—	200,000
1年内返済予定の長期借入金	79,992	139,992
リース債務	7,918	7,053
未払金	217,542	166,997
未払費用	36,830	1,362
未払法人税等	34,854	—
前受金	6,683	6,547
賞与引当金	1,405	165
ポイント引当金	700	500
返品調整引当金	270	—
資産除去債務	—	6,510
その他	31,724	8,061
流動負債合計	536,579	647,478
固定負債		
長期借入金	145,020	278,362
リース債務	19,103	12,049
退職給付引当金	130,002	140,053
関係会社事業損失引当金	43,693	47,200
資産除去債務	17,396	21,263
繰延税金負債	—	2,974
その他	661	440
固定負債合計	355,877	502,344
負債合計	892,457	1,149,823
純資産の部		
株主資本		
資本金	203,112	203,112
資本剰余金		
資本準備金	133,112	133,112
資本剰余金合計	133,112	133,112
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	132,895	△220,741
利益剰余金合計	132,895	△220,741
自己株式	△654	△679
株主資本合計	468,466	114,803
純資産合計	468,466	114,803
負債純資産合計	1,360,923	1,264,626

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	当事業年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)
売上高	※1 3,253,379	※1 2,674,214
売上原価	※1 881,959	※1 783,036
売上総利益	2,371,420	1,891,178
返品調整引当金戻入額	2,540	270
返品調整引当金繰入額	270	—
差引売上総利益	2,373,690	1,891,448
販売費及び一般管理費	※1※2 2,335,315	※2 2,096,474
営業利益又は営業損失(△)	38,374	△205,026
営業外収益		
受取利息	※1 3,537	※1 4,213
保険解約益	22,811	7,968
助成金収入	2,194	3,724
関係会社事業損失引当金戻入額	17,693	—
その他	1,407	1,749
営業外収益合計	47,643	17,654
営業外費用		
支払利息	3,054	2,983
貸倒引当金繰入額	40,000	110,000
関係会社事業損失引当金繰入額	—	3,507
保険解約損	710	—
その他	5	—
営業外費用合計	43,770	116,490
経常利益又は経常損失(△)	42,247	△303,862
特別損失		
減損損失	183	3,095
固定資産除却損	—	0
特別損失合計	183	3,095
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	42,064	△306,958
法人税、住民税及び事業税	31,252	2,066
法人税等還付税額	—	△22,399
法人税等調整額	△9,024	61,482
法人税等合計	22,228	41,148
当期純利益又は当期純損失(△)	19,836	△348,106

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)		当事業年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 商品		1,494	0.2	1,269	0.2
II 製品		602	0.1	—	—
III 労務費		242,638	27.5	211,482	27.0
IV 経費	※	637,224	72.2	570,284	72.8
売上原価		881,959	100.0	783,036	100.0

前事業年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	当事業年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)
(原価計算の方法) 実際個別原価計算を採用しております。 ※ 経費の主な内訳は、次のとおりであります。 外注費 575,403千円	(原価計算の方法) 同左 ※ 経費の主な内訳は、次のとおりであります。 外注費 511,241千円

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年9月1日 至 2019年8月31日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	203,112	133,112	133,112	116,746	116,746	△67	452,903	452,903
当期変動額								
剰余金の配当				△3,687	△3,687		△3,687	△3,687
当期純利益				19,836	19,836		19,836	19,836
自己株式の取得						△586	△586	△586
当期変動額合計	—	—	—	16,148	16,148	△586	15,562	15,562
当期末残高	203,112	133,112	133,112	132,895	132,895	△654	468,466	468,466

当事業年度（自 2019年9月1日 至 2020年8月31日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	203,112	133,112	133,112	132,895	132,895	△654	468,466	468,466
当期変動額								
剰余金の配当				△5,530	△5,530		△5,530	△5,530
当期純損失（△）				△348,106	△348,106		△348,106	△348,106
自己株式の取得						△25	△25	△25
当期変動額合計	—	—	—	△353,636	△353,636	△25	△353,662	△353,662
当期末残高	203,112	133,112	133,112	△220,741	△220,741	△679	114,803	114,803

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 製品、配布品及び仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）によっております。

(2) 商品及び貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）によっております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）は定額法によっております。また、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	6～26年
機械及び装置	7～10年
工具、器具及び備品	3～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(4) 長期前払費用

定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

ただし、支給額が確定している未払従業員賞与については、未払費用及び未払金に計上しております。

(3) ポイント引当金

付与したポイントの将来使用される負担に備えるため、当事業年度末におけるポイント未使用残高のうち将来使用される見込額をポイント引当金として計上しております。

(4) 返品調整引当金

出版物の出荷後の返本による損失に備えるため、当事業年度末における出版物の売上金額のうち返本される見込額を算定し、返品調整引当金として計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(6) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業の損失に備えるため、関係会社に対する投資額を超えて当社が負担することとなる損失見込額を計上しております。

5. 消費税等の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

(損益計算書関係)

前事業年度において、区分掲記しておりました「受取手数料」及び「物品売却益」については、重要性が乏しくなったため、当事業年度より営業外収益の「その他」に含めております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「受取手数料」として表示していた46千円及び「物品売却益」147千円は、営業外収益の「その他」として組替えております。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、営業自粛等の理由により取引先からの広告出稿が減少しており、当社の企業運営は甚大な影響を受けております。

新型コロナウイルス感染症の収束時期等を予測することは困難なことから、当社が現在入手している情報等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症による影響は2021年8月以降も一定期間にわたり継続すると仮定し、繰延税金資産の回収可能性及び固定資産の減損等の会計上の見積りを行っております。

(貸借対照表関係)

※関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

区分掲記されたもの以外の金銭債権及び金銭債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年8月31日)	当事業年度 (2020年8月31日)
短期金銭債権	29,636千円	24,992千円
短期金銭債務	2,946千円	3,233千円

(損益計算書関係)

※1. 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	当事業年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)
売上高	77,082千円	61,985千円
売上原価	30,784千円	21,936千円
販売費及び一般管理費	48千円	－千円
営業取引以外の取引高	3,515千円	4,123千円

※2. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	当事業年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)
配布業務委託料	954,649千円	793,272千円
貸倒引当金繰入額	976千円	△312千円
役員報酬	101,490千円	84,820千円
給与手当	664,340千円	625,479千円
賞与引当金繰入額	1,405千円	165千円
退職給付費用	11,028千円	10,834千円
減価償却費	33,494千円	35,341千円

販売費と一般管理費のおおよその割合は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	当事業年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)
販売費	68.5%	66.5%
一般管理費	31.5%	33.5%

(有価証券関係)

子会社株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、子会社株式の時価を記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年8月31日)	当事業年度 (2020年8月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金繰入額否認	11,393千円	50千円
未払法定福利費否認	1,726千円	7千円
未払事業税	3,179千円	727千円
税務上の繰越欠損金	—	59,173千円
貸倒引当金	140,291千円	173,538千円
退職給付引当金否認	39,597千円	42,659千円
減損損失否認	3,557千円	3,000千円
減価償却費否認	1,031千円	676千円
資産除去債務	5,298千円	8,459千円
関係会社株式評価損否認	8,478千円	8,478千円
関係会社事業損失否認	13,308千円	14,377千円
その他	295千円	152千円
繰延税金資産小計	228,158千円	311,301千円
評価性引当額 (注)	△168,095千円	△311,301千円
繰延税金資産合計	60,062千円	—千円
繰延税金負債		
資産除去費用	1,554千円	2,974千円
繰延税金負債合計	1,554千円	2,974千円
繰延税金資産純額 (△は負債)	58,507千円	△2,974千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年8月31日)	当事業年度 (2020年8月31日)
法定実効税率	30.5%	—
(調整)		
交際費等永久に損益に算入されない項目	0.3%	—
住民税均等割額	5.3%	—
評価性引当額	17.2%	—
その他	△0.5%	—
税効果会計適用後の法人税等の負担率	52.8%	—

(注) 当事業年度については、税引前当期純損失を計上しているため注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期償却額 (千円)	当期末残高 (千円)	減価償却累計 額 (千円)
有形固定資産						
建物	25,613	10,304	3,095 (3,095)	5,348	27,474	62,161
機械及び装置	14,249	—	—	3,968	10,281	12,924
車両運搬具	0	210	0	105	105	2,272
工具、器具及び備品	7,887	5,893	—	4,460	9,320	35,794
リース資産	23,170	—	—	6,349	16,820	21,279
有形固定資産計	70,922	16,408	3,095 (3,095)	20,233	64,002	134,431
無形固定資産						
ソフトウェア	23,465	16,776	—	14,043	26,197	51,895
ソフトウェア仮勘定	5,400	—	5,400	—	—	—
リース資産	3,247	—	—	3,247	—	27,840
その他	0	—	—	—	0	—
無形固定資産計	32,113	16,776	5,400	17,291	26,197	79,735

(注) 1. 「当期減少額」欄の()は内数で、当期の減損損失計上額であります。

2. ソフトウェアの当期増加額において主要な資産は次のとおりであります。

「折込梱包システム」14,250千円

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	460,584	110,551	1,400	569,735
賞与引当金	1,405	165	1,405	165
ポイント引当金	700	—	200	500
返品調整引当金	270	—	270	—
関係会社事業損失引当金	43,693	3,507	—	47,200

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	9月1日から8月31日まで
定時株主総会	11月中
基準日	8月31日
剰余金の配当の基準日	8月31日、2月末日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告といたします。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は日本経済新聞に掲載して行います。なお、電子公告は当社ホームページに掲載し、そのアドレスは次のとおりであります。 https://chiikinews.co.jp
株主に対する特典	該当事項はありません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第35期）（自 2018年9月1日 至 2019年8月31日）2019年11月28日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2019年11月28日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第36期第1四半期（自 2019年9月1日 至 2019年11月30日）2020年1月10日関東財務局長に提出。

第36期第2四半期（自 2019年12月1日 至 2020年2月29日）2020年4月10日関東財務局長に提出。

第36期第3四半期（自 2020年3月1日 至 2020年5月31日）2020年7月10日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

2019年11月29日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年11月26日

株式会社地域新聞社

取締役会 御中

三優監査法人
東京事務所

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 齋藤 浩史 印

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 熊谷 康司 印

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社地域新聞社の2019年9月1日から2020年8月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社地域新聞社及び連結子会社の2020年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社地域新聞社の2020年8月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社地域新聞社が2020年8月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年11月26日

株式会社地域新聞社

取締役会 御中

三優監査法人

東京事務所

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 齋藤 浩史 印

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 熊谷 康司 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社地域新聞社の2019年9月1日から2020年8月31日までの第36期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社地域新聞社の2020年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。